

令和3年度

岩手県男女共同参画年次報告書

令和4年12月

岩手県

年次報告書の刊行にあたって

岩手県では、本県や男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年3月に「性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現」を基本目標とする新たな「いわて男女共同参画プラン」を策定し、令和3年度から、本プランに基づく男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところです。

こうした中、新型コロナウイルスの感染症が長期化しており、女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼしています。非正規労働者の雇止めや解雇、家事・育児・介護等の負担感の増加など、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れています。

こうしたことから本県では、令和3年7月には、コロナ禍で孤独、孤立で不安を抱える女性のために、「いわて女性のスペース・ミモザ」を開設し、女性専用の相談、居場所づくり、女性用品の提供を行っているところです。

一方で、感染リスクの高い首都圏を避けて、地方で働く、暮らすことへの関心が高まってきており、県内の高校生・大学生の地元志向も高まっています。

令和2年3月に官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」と「いわてで働こう推進協議会」の連名で「性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言」を行いました。引き続き、性別による役割分担意識を無くし、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会、「住みたい、働きたい、帰りたい」と思える岩手になるよう取組を進めていきます。

この年次報告書は、岩手県男女共同参画推進条例第22条に基づき、本県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書を通じて、多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深められ、男女共同参画社会の実現のための資料として御活用いただければ幸いです。

令和4年12月

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

令和3年度 岩手県男女共同参画年次報告書

目 次

総括	1
第1部 岩手県の男女共同参画の現状	
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	4
Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	7
Ⅲ 女性の活躍支援	8
Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	11
Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	14
第2部 岩手県の男女共同参画推進状況～「いわて男女共同参画プラン」による～	
◆ 施策の体系 ◆	17
1 「いわて男女共同参画プラン」の指標の進捗状況	
(1) 総括	19
(2) 【主要指標】評価結果一覧（令和3年度）	19
(3) 【参考指標】令和3年度実績	23
2 令和3年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業（2月補正後）	
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	24
Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	26
Ⅲ 女性の活躍支援	27
Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	31
Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	35
第3部 参考資料	
○ 男女共同参画社会基本法	39
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	42
○ 岩手県男女共同参画推進条例	50
○ 岩手県男女共同参画推進条例施行規則	54
○ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	56

総括

本県では、平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 12 年 3 月に平成 22 年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」（以下「平成 12 年プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を図ってきました。

また、平成 14 年 10 月には「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項などを定めたところです。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法」の制定など男女共同参画に関する制度等との整合を図るため、平成 17 年 6 月にはプランの見直しを行いました。

平成 12 年プランの計画期間満了後、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とする 10 か年計画である新しい「いわて男女共同参画プラン」（以下「平成 23 年プラン」という。）を策定しました。その後、東日本大震災津波の発災、DV防止法及びストーカー規制法の一部改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定等の社会情勢の変化等に伴い、平成 28 年 3 月に平成 23 年プランの全面改訂を行い、「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」を基本目標として総合的な施策の推進を図ったところです。

平成 23 年プランが令和 2 年度で満了したことから、令和 3 年 3 月には、令和 3 年度を初年度とし、令和 7 年度までを計画期間とする新しい「いわて男女共同参画プラン」（以下「令和 3 年プラン」という。）を策定しました。

以下では、令和 3 年プランにおける 5 つの「施策の基本的方向」に沿って、令和 3 年度の男女共同参画の状況を総括しました。

I あらゆる分野における女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めておりますが、**県審議会等委員に占める女性の割合は、前年度から 3.0 ポイント増加したものの、39.9%となり、目標を達成できませんでした。**引き続き、各所属における女性委員の積極的な登用を促していきます。

令和 3 年度男女が共に支える社会に関する意識調査によると、**地域社会の中で男女が平等と感じている人の割合は 22.8%**と、前回（平成 30 年度）の調査に比べ 1.4 ポイント低下し、目標値を下回りました。6 月の男女共同参画推進月間を中心とした広報啓発活動や出前講座の実施、男女共同参画サポーターの養成等を通じて、県民の理解向上に取り組みます。

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

住民一人ひとりが復興に参画し、活躍できる地域づくりを推進するため、沿岸市町村において、「男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修会」を毎年開催しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を見送りました。

地域防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大において、**女性委員が参画する市町村防災会議の割合は96.9%**で、目標を達成できませんでした。引き続き、女性が参画する市町村防災会議の増加を働きかけていきます。

III 女性の活躍支援

本県の女性の労働力率は、25～59歳の年齢階級で全国平均を上回っており、いわゆるM字カーブは全国より底が浅くなっています。

男女別の所定内給与額は、**男性の賃金を100とした場合、女性の賃金比率は79.1**となり、令和2年の78.7より0.4ポイント上昇しています。

令和3年度末現在で**えるぼし認定企業（※1）・いわて女性活躍認定企業等（※2）**の数は362、**イクボス宣言団体・企業数（※3）**は224、**いわて子育てにやさしい企業（※4）**の認証数は295と、女性活躍や働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等の動きが広がっています。

女性登用を推進するための「女性活躍のための経営者研修」については、令和3年度は出席者数の累計が646名となり、目標を大幅に上回りました。

令和3年度の**女性農業者の経営参画割合**は年々増加しており、**34.0%**となり、**目標を達成**しています。

※1「えるぼし認定制度」：国において、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

※2「いわて女性活躍企業等認定制度」：女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業等を対象に、女性活躍に積極的に取り組む企業等を認定する制度。平成29年度創設。

※3「イクボス」：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

※4「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている企業等を対象に、仕事と子育ての両立支援など男女が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証する制度。平成19年度創設。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

令和3年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,987件と前年度を115件、令和3年の警察署における取扱件数は417件と前年を12件上回りました。今後も相談・支援体制の充実に努めていきます。

令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査によると、配偶者暴力相談支援センター及び警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合は43.9%と、前回調査42.5%から上昇したものの、目標には達しませんでした。令和3年度も引き続き11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の機会を捉えた啓発活動に取り組んだほか、市町村等関係機関に対し広報・啓発の取組を依頼するなど、県内全域で広報・啓発が行われるよう働きかけを行いました。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画を推進する教育・学習の充実に図るため、「男女共同参画サポーター養成講座」を開講し、令和3年度までに1,166人が認定されました。指標としている男性の認定者数は、令和3年度までに累計で208人となり、目標としている163人を上回り、目標を達成しました。引き続き、市町村への働きかけを行うほか、男性も受講しやすい運営に取り組んでいきます。

男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直しのため、令和3年度も引き続き、男女共同参画センターを拠点として、ホームページや情報誌による情報発信や出前講座等による意識啓発に取り組みました。

令和4年県の施策に関する県民意識調査（調査時期：令和4年1月～2月）によると、「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の30.1%、「共働き」世帯での夫の家事労働時間は妻の39.2%であり、夫の家事時間は夫婦の職業の状況に関わらず、妻の3割～4割程度となっています。引き続き男性の家事参画について普及啓発を行うとともに、庁内外と連携してセミナーの開催を行うなど、企業等でのワーク・ライフ・バランス推進に向けて取り組んでいきます。

令和3年度は、県の表彰事業である「いわて男女共同参画社会づくり表彰」については、功労者表彰（知事表彰）2個人、チャレンジ表彰（部長表彰）1団体、に対して表彰を行い、男女共同参画推進に向けた機運の醸成を図りました。

第 1 部

岩手県の男女共同参画の現状

本県では、「いわて男女共同参画プラン」（令和3年度）において、5つの「施策の基本的方向」を定めています。

ここでは、この基本的方向ごとに、各種統計データを用いて、本県における男女共同参画の現状を示しています。

～プラン「施策の基本的方向」～

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進
- III 女性の活躍支援
- IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援
- V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

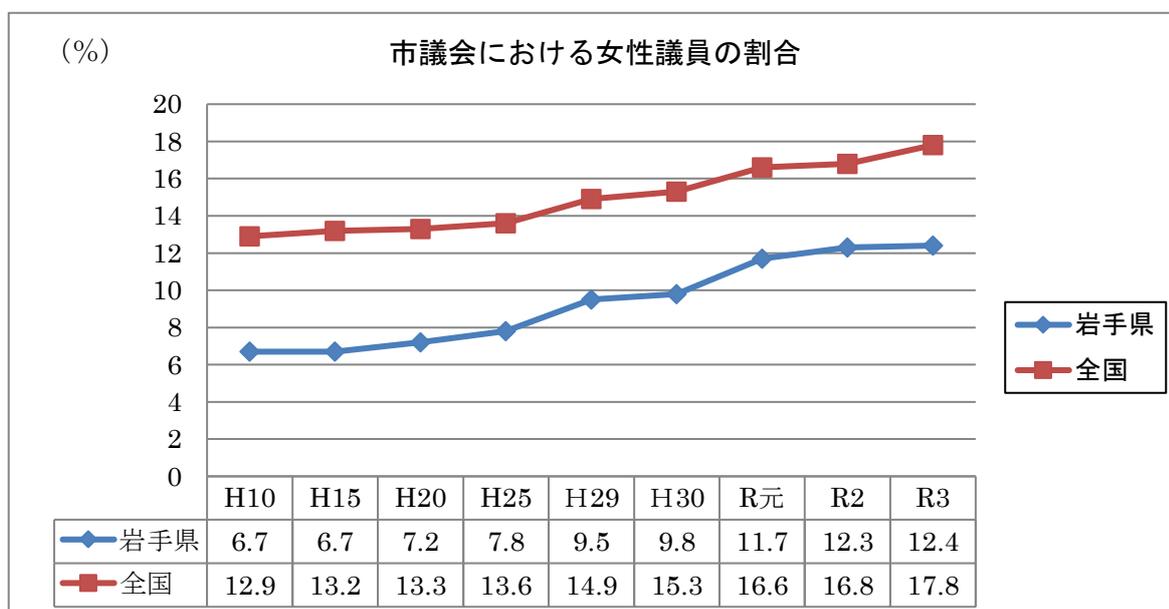
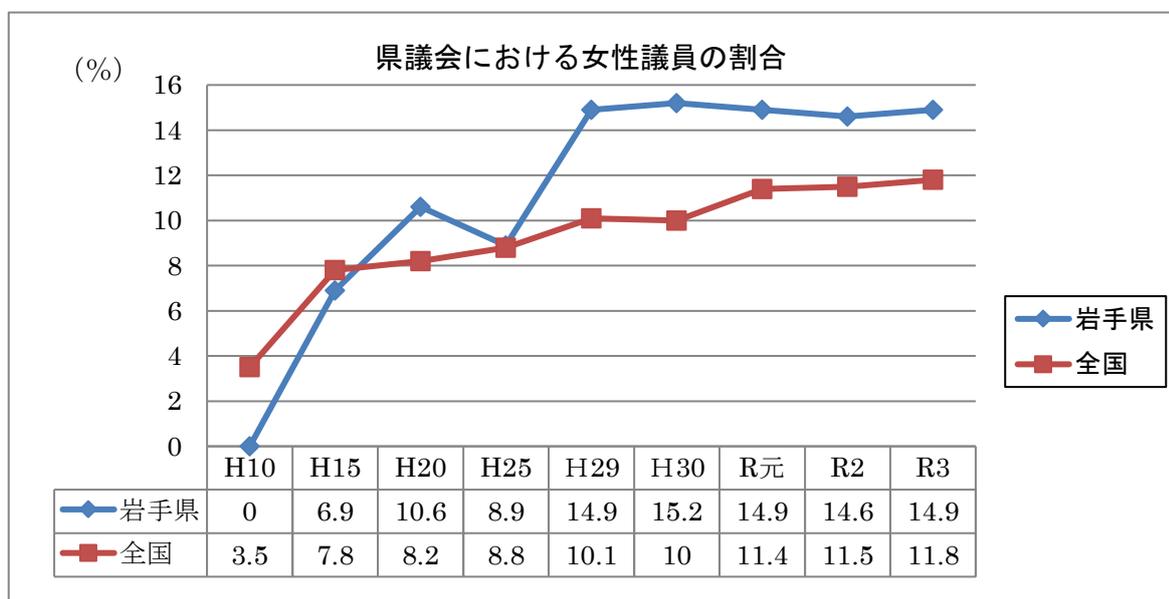
I あらゆる分野における女性の参画拡大

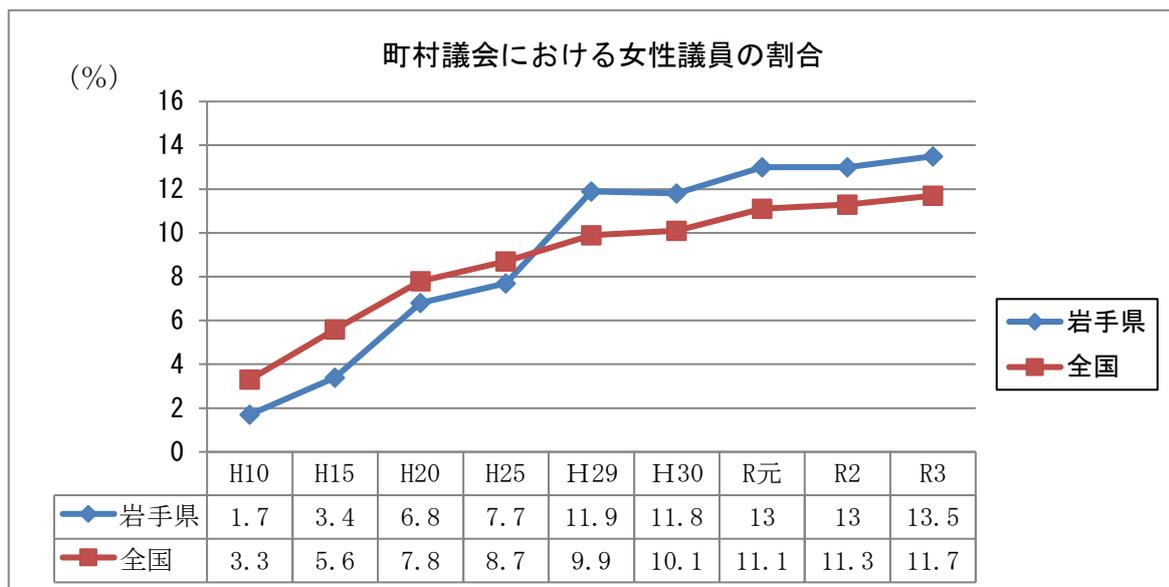
(1) 県・市町村議会の女性議員の状況（令和3年12月31日現在）

- ・ 県議会では14.9%で、全国平均を上回っている。
- ・ 市議会では12.4%と全国平均を下回っているが、町村議会では13.5%と、全国平均を上回っている。

	議員数 (人)	女性議員 (人)	女性比率 (%)	全国平均 (%)
岩手県議会議員	47	7	14.9	11.8
市議会議員	306	38	12.4	17.8
町村議会議員	251	34	13.5	11.7

（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（令和3年12月31日現在））





(2) 審議会等における女性委員の登用状況

① 県の審議会等(法令、条例設置)※1

- ・ 審議会等委員に占める女性の割合は、39.9%。(プラン目標 R3 40.0%)
- ・ 審議会等委員に占める女性の割合 40%を達成している審議会等は、77 審議会中 56 審議会
で 72.7%。

(県若者女性協働推進室調査)

② 国・県・市町村の審議会等における女性委員の割合

- ・ 国は 42.3% (令和3年9月30日現在)
- ・ 県は 28.6% (令和3年4月1日現在) ※2
- ・ 市町村では 26.5% (令和3年4月1日現在) ※2

(%)

	調査時期	都道府県		市町村		国
		岩手県	(全国平均)	市町村(県内)	(全国平均)	
審議会等の 女性委員の割合	H12.3.31 現在	26.0				
	H18.4.1 現在	30.3				
	H31.4.1 現在	30.9	33.0	25.0	26.8	39.6 (R元.9.30)
	R2.4.1 現在	29.8	33.3	27.5	29.5	40.7 (R2.9.30)
	R3.4.1 現在	28.6	33.4	26.5	27.6	42.3 (R3.9.30)

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

※1 法令に定める審議会や委員会等を算定対象とする(下記①～③に該当する審議会は算定対象外としている)

- ① 法令により職が指定されている委員が多数を占めるもの
- ② 法令により選挙で選出される委員が全部又は多数を占めるもの
- ③ 委員定数が3名の審議会等

※2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、時点で内閣府が把握したもの

(3) 地方公務員管理職における女性の状況（令和3年4月1日現在）

- ・ 県職員は全国平均13.0%（うち一般行政職12.4%）に対し、
本県は8.5%（うち一般行政職8.0%）。
- ・ 市町村職員は全国平均16.5%（うち一般行政職13.0%）に対し、
本県は16.5%（うち一般行政職14.3%）。

(%)

	調査時期	管理職の女性比率		(都道府県平均)	
		全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める 女性の割合(県) ※課長相当職以上	H16.4.1 現在	4.5	0.5	4.9	3.6
	H20.4.1 現在	3.8	0.9	5.4	4.3
	H31.4.1 現在	6.2	4.8	10.3	9.9
	R2.4.1 現在	7.9	5.9	11.1	10.8
	R3.4.1 現在	8.5	8.0	13.0	12.4

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(%)

	調査時期	管理職の女性比率		(全国平均)	
		全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める 女性の割合 (県内市町村) ※課長相当職以上	H15.3.31 現在	7.5	5.8	7.2	5.0
	H20.4.1 現在	7.0	4.8	8.9	5.7
	H31.4.1 現在	14.3	12.3	15.3	11.8
	R2.4.1 現在	15.0	13.0	15.8	12.4
	R3.4.1 現在	16.5	14.3	16.5	13.0

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(4) 自治会長に占める女性の割合

- ・ 令和3年4月1日現在における県内の自治会長 2,736 人のうち、女性の自治会長は 21 市町村で 99 人、3.6%の割合となっている。

	自治会長数 (人)	女性自治会長の いる市町村数 (市町村)	女性自治会長数 (人)	女性比率 (%)	<参考> 女性比率の 全国平均 (%)
市町村 の状況	2,736	21	99	3.6	6.3

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」)

※自治会長数不明の花巻市、北上市、釜石市、二戸市を除く

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

(1) 沿岸部市町村の審議会等における女性委員の割合（毎年4月1日現在）

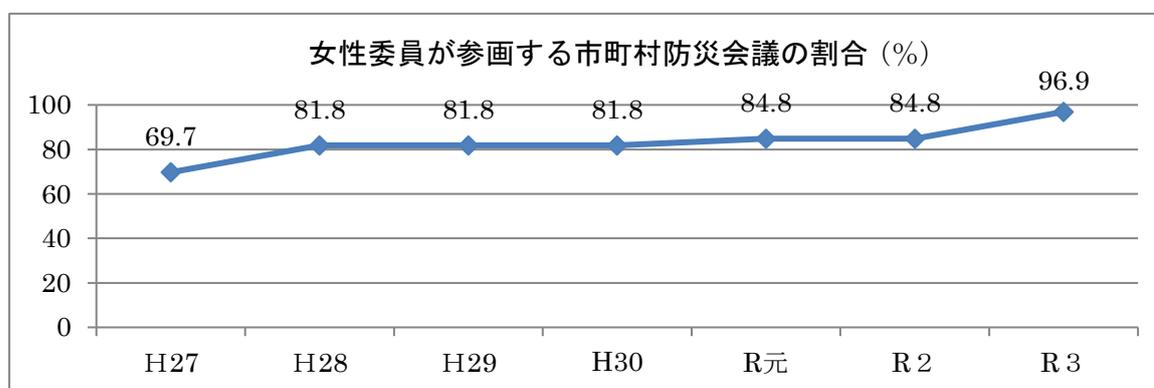
・沿岸部市町村の審議会等における女性委員の割合は震災前と比べて若干の増となっている。

参考指標名	<参考> H22 (%)	基準値 H26 (%)	R元実績 (%)	R2実績 (%)	R3実績 (%)
沿岸部市町村の審議会等における女性委員割合	21.5	23.2	24.2	26.6	24.2

(県若者女性協働推進室調査)

(2) 女性委員が参画する市町村防災会議の割合（令和3年4月1日現在）

・女性委員がいない市町村防災会議は33市町村中、1町となっている。

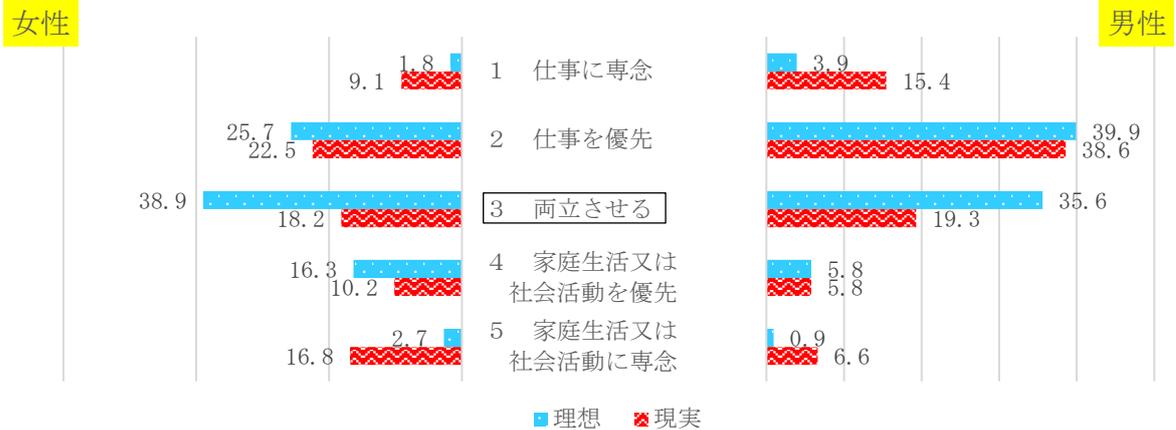


(県防災課調査)

Ⅲ 女性の活躍支援

(1) 両立の理想と現実

・『「家庭生活又は社会活動」と「仕事」を両立している』とした回答は、男女とも 20% 程度だったのに対し、理想は、男性は 16 ポイント、女性は 20 ポイントほど高くなっており、両立の理想と現実に差が生じている。

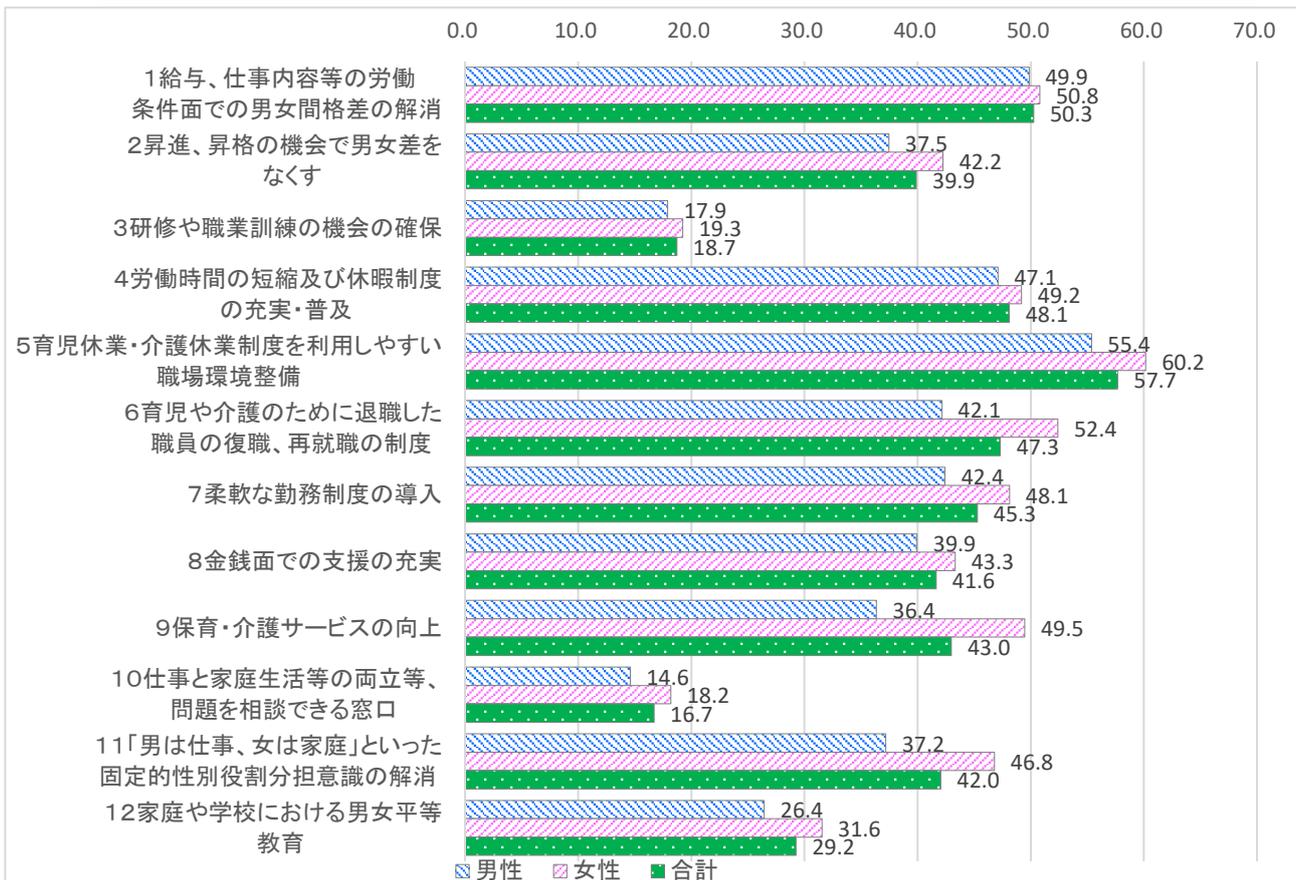


※「その他」、「わからない」及び無回答をグラフから除いています。

(県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」)

(2) 両立を可能とするために必要なこと

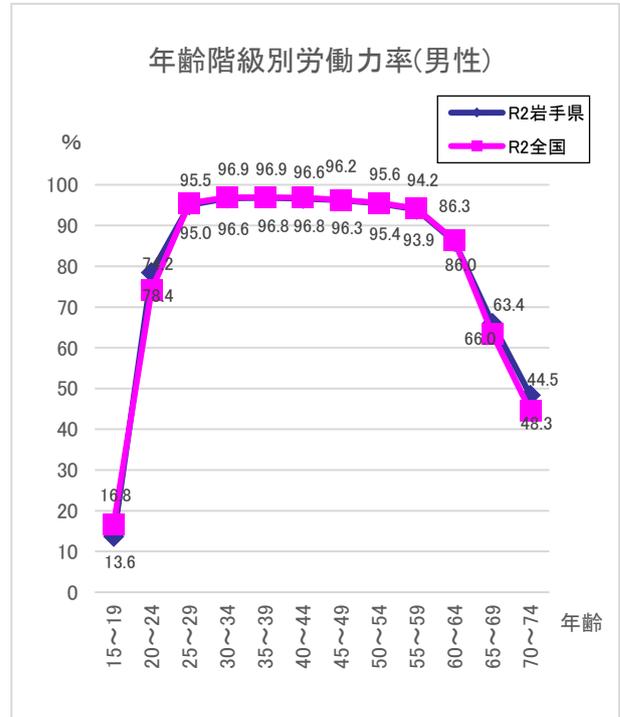
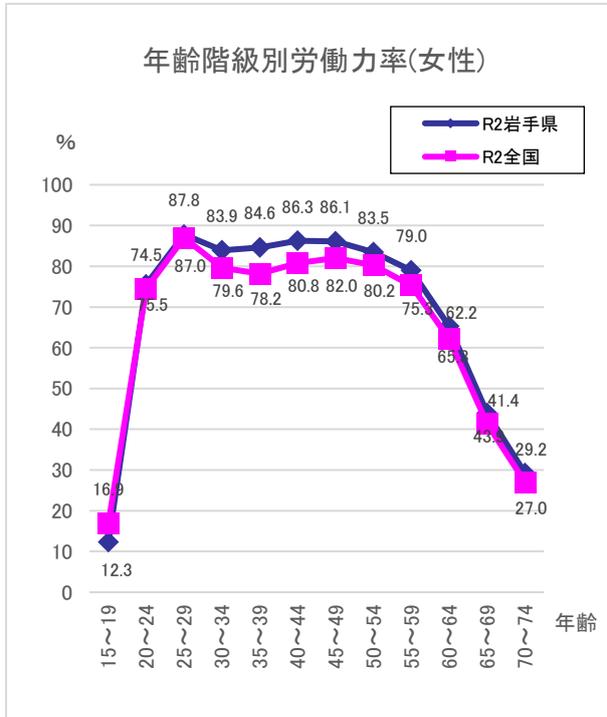
・男女とも、「育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要という回答が最も多くなっている。次に回答の多かったものは、女性については「復職、再雇用制度」、男性については、「労働条件の格差解消」となっている。



(県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」)

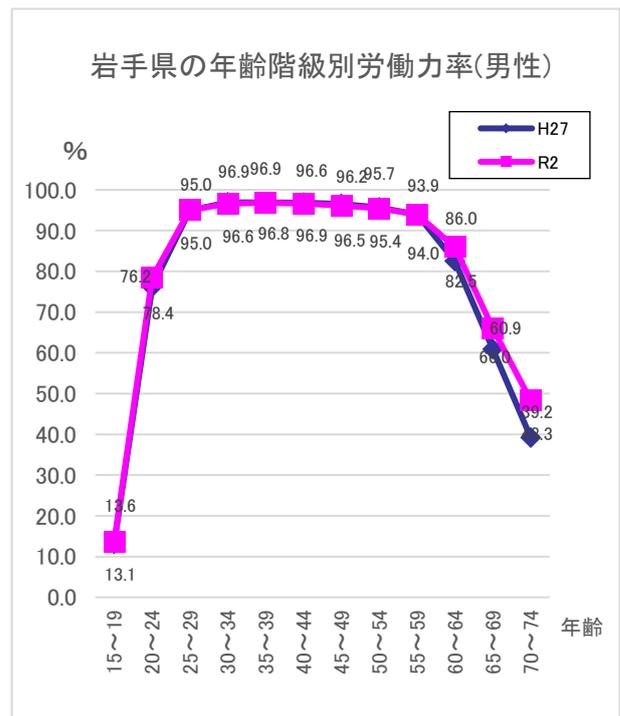
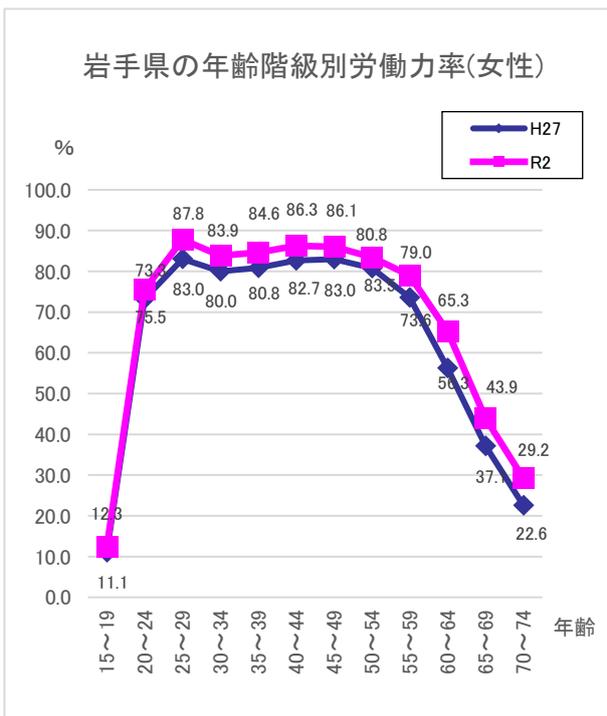
(3) 本県の労働力率（令和2年時点）

・ 女性は、25～29歳と、45～49歳の2つのピークを持つ「M字」型の傾向にあるが、25～59歳の年齢階級で全国平均を上回っており、特に35～39歳では6.4ポイント上回り、「M字カーブ」の底が浅くなっている。男性は25歳から59歳の各年齢階級で90%以上と高くなっている。



(総務省「国勢調査」(令和2年))

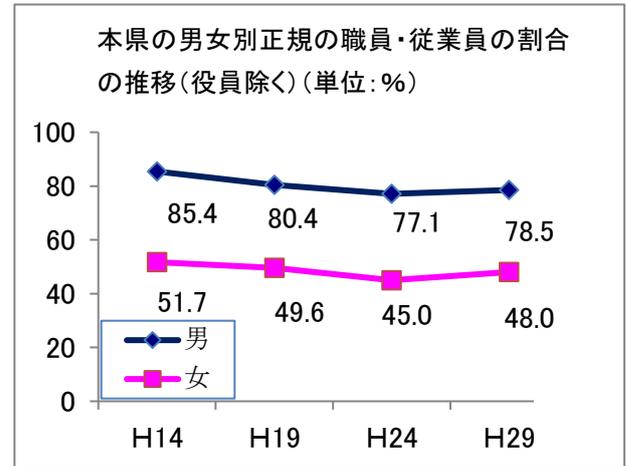
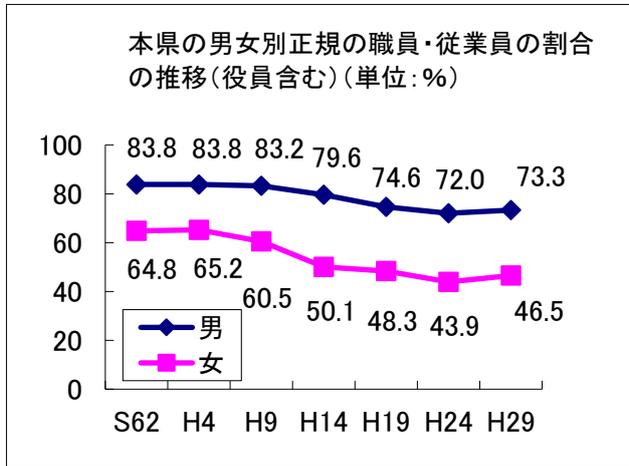
・ 本県分について5年前と比較すると、女性はすべての年齢階級で労働力率が上回っており、特に25～29歳では4.8ポイント上回っている。男性は、大きな変化はない。



(総務省「国勢調査」(平成27年、令和2年))

(4) 正規職員・従業員の割合（平成 29 年時点）

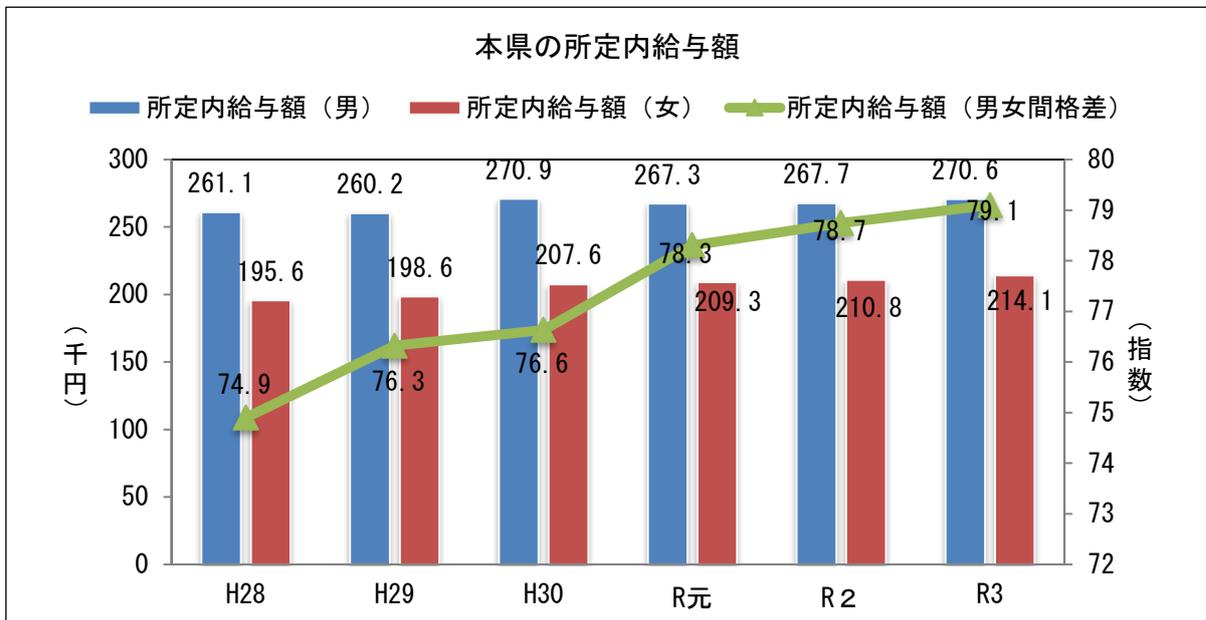
・正規職員・従業員割合は男女とも低下の傾向にあるが、平成 24 年から平成 29 年にかけては、男性は 1.3 ポイント、女性は 2.6 ポイント上昇している。（役員を含む）



（総務省「就業構造基本調査」（平成 29 年））

(5) 男女別所定内給与額の推移

・本県の男女別の所定内給与額は、男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金の比率は 79.1 となり、前年（78.7）より 0.4 ポイント上昇した。



（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 3 年））

(6) 女性活躍支援

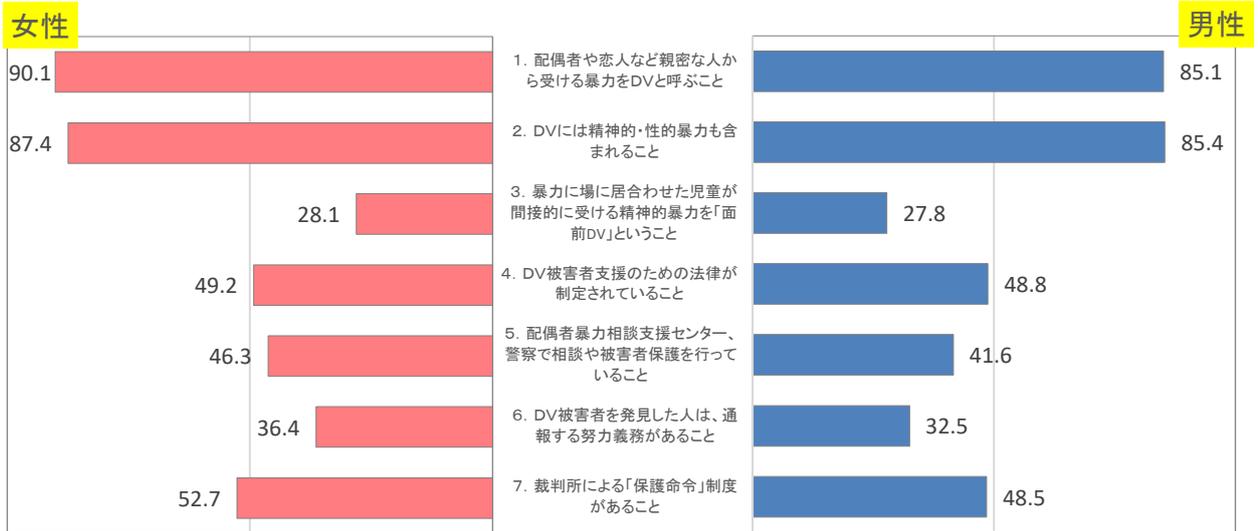
- ・令和 3 年度末現在のえるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等の数は 362。
- ・令和 3 年度末現在のイクボス宣言企業・団体数は 224。
- ・令和 3 年度末現在のいわて子育てにやさしい認証企業の認証数は 295。

（県若者女性協働推進室、県子ども子育て支援室調査）

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) についての認知度

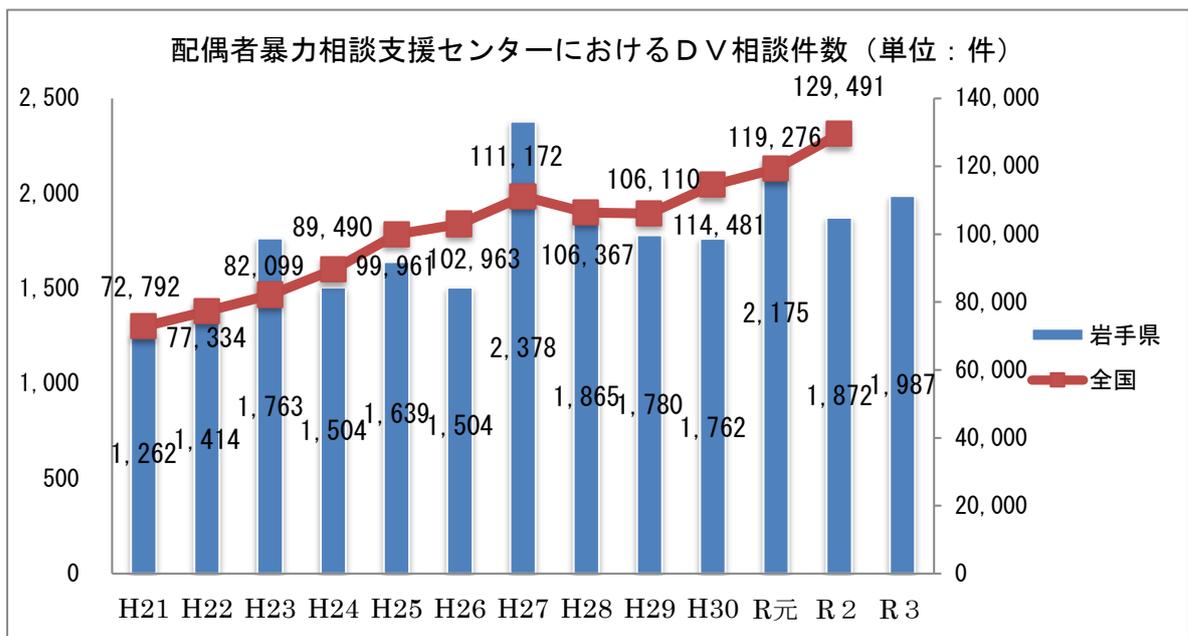
・ドメスティック・バイオレンス (DV) がどんな行為なのかについては8割以上の人が知っている一方で、ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する法律や制度についての認知度はまだ高くない。



(県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」)

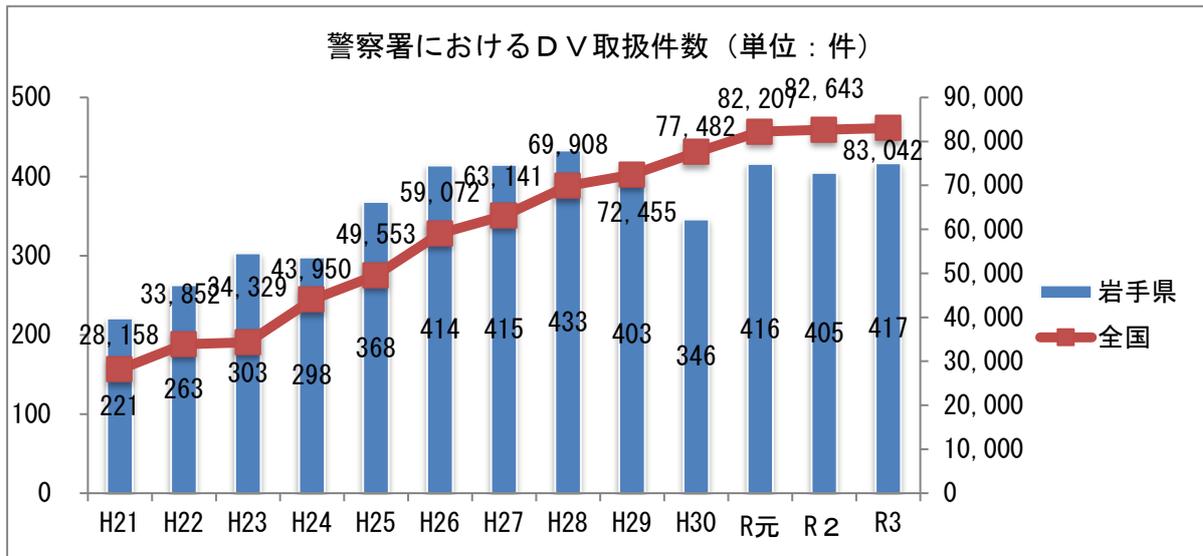
(2) 相談件数・保護命令件数・一時保護件数

・令和3年度の県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,987件となり、前年度に比べ115件増加している。警察署への取扱い件数は417件となり、前年度に比べ12件増加している。

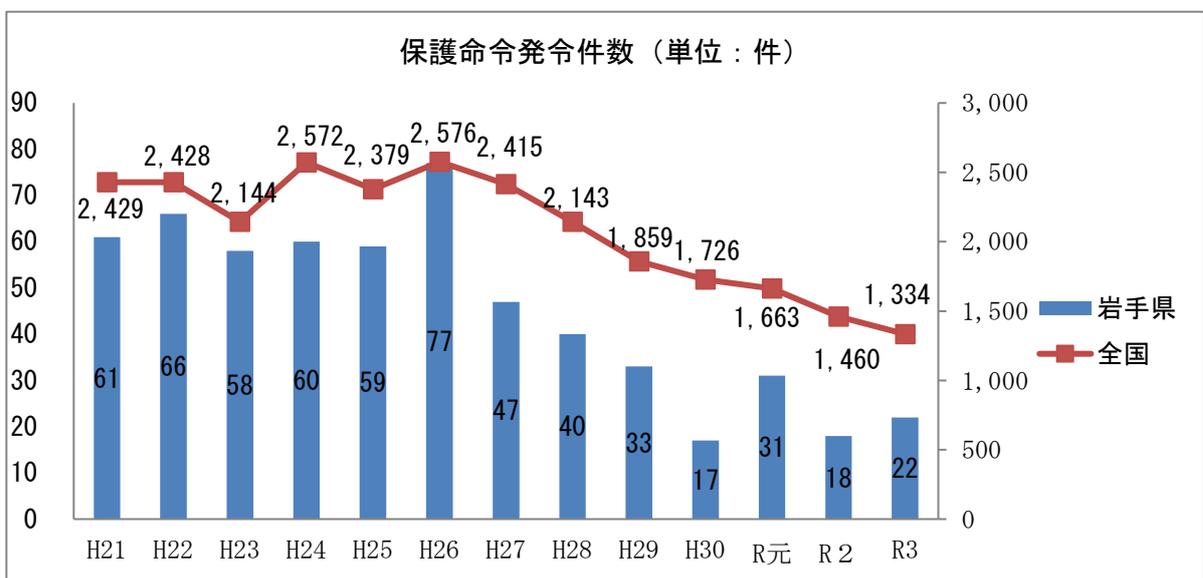
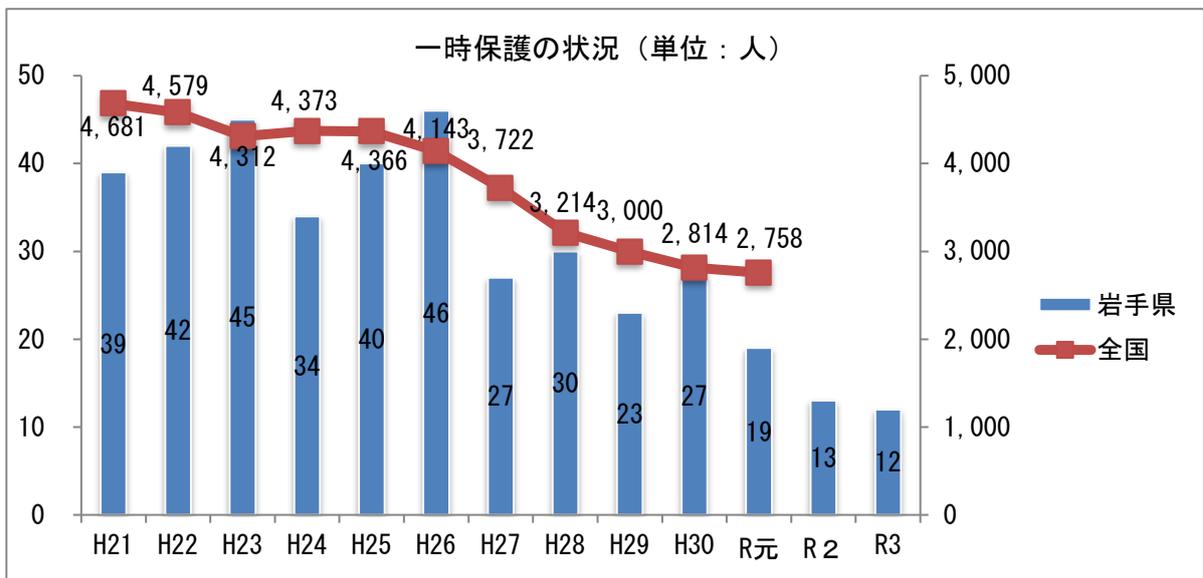


※配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年度で集計したもの。

※県の配偶者暴力相談支援センターはH17まで1箇所、H18~20年度は12箇所、21年度13箇所、22年度12箇所となっている



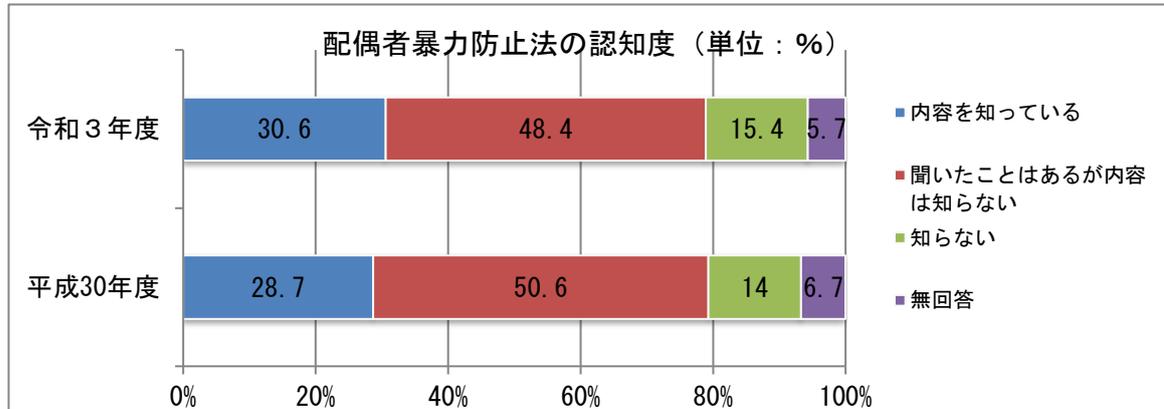
※警察署の取扱件数は暦年で集計したもの



※ 暦年調査であり、岩手県は警察本部調査、全国は警察庁調査

(3) DV防止法の認知度

・配偶者暴力防止法の名称又は内容を知っている県民の割合は79.0%となったが、内容を知っている割合は3割程度にとどまっている。

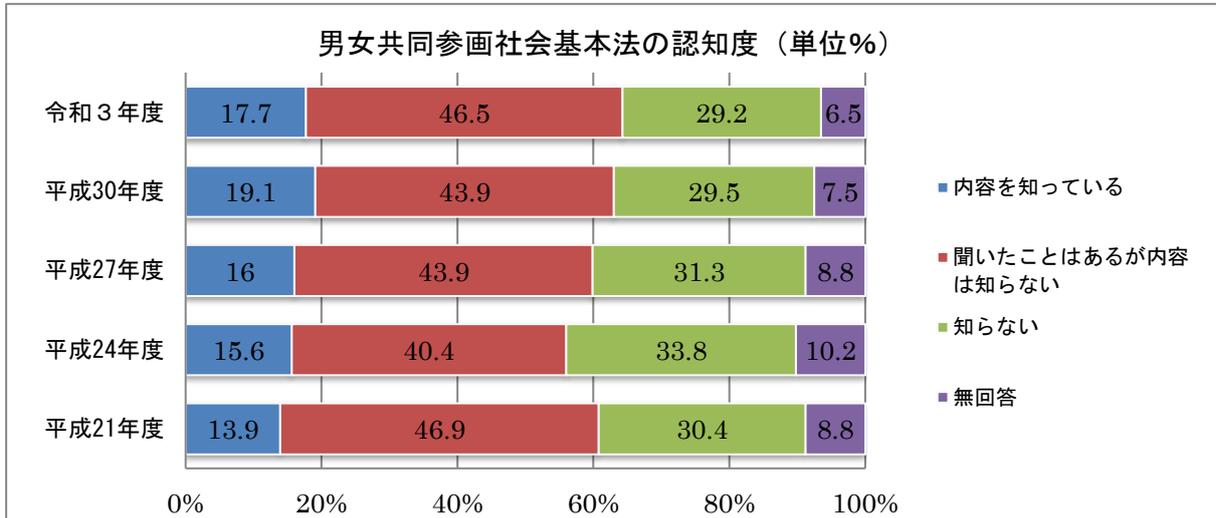


（県若者女性協働推進室「令和3年度度男女が共に支える社会に関する意識調査」）

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(1) 男女共同参画社会基本法の認知度

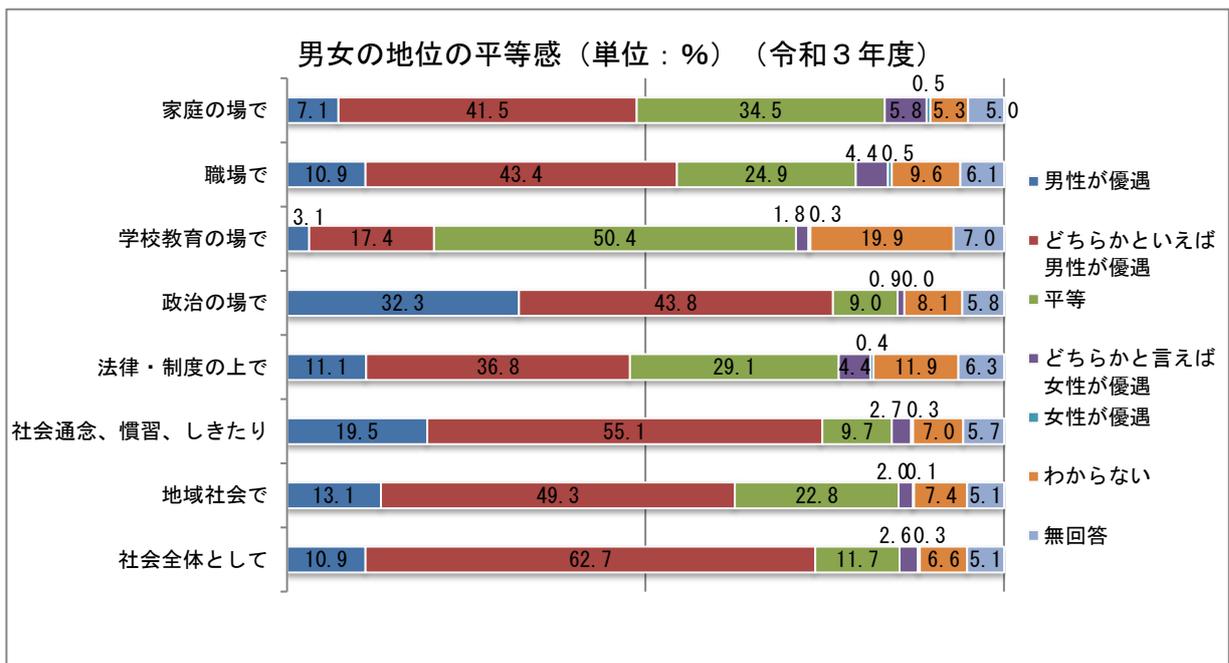
・男女共同参画社会基本法の認知度は約6割と、ほぼ横ばいの状態となっている。



（県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」）

(2) 男女の地位の平等感

・約7割（73.6%）が、社会全体として「男性の方が優遇されている」（男性が非常に優遇＋どちらかといえば男性が優遇）と回答している。



（県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」）

(3) 男女共同参画サポーターの認定状況

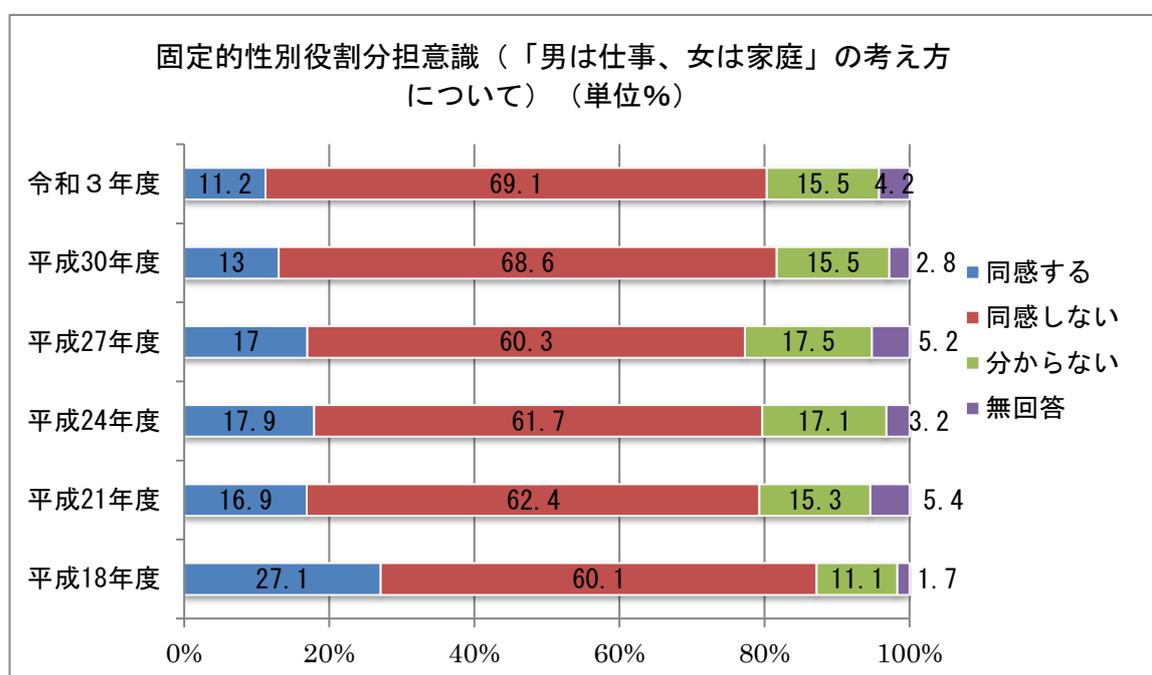
・令和4年3月時点で、1,166名（女性955、男性208）を認定

男女共同参画を推進するために、地域で意識啓発等の核となって活躍する人材の育成を行っています。認定されたサポーターは、市町村において、市町村男女共同参画計画策定や男女共同参画に関する情報誌発行に参画するなど、地域における男女共同参画の推進に貢献しています。

(県若者女性協働推進室調査)

(4) 固定的性別役割分担意識

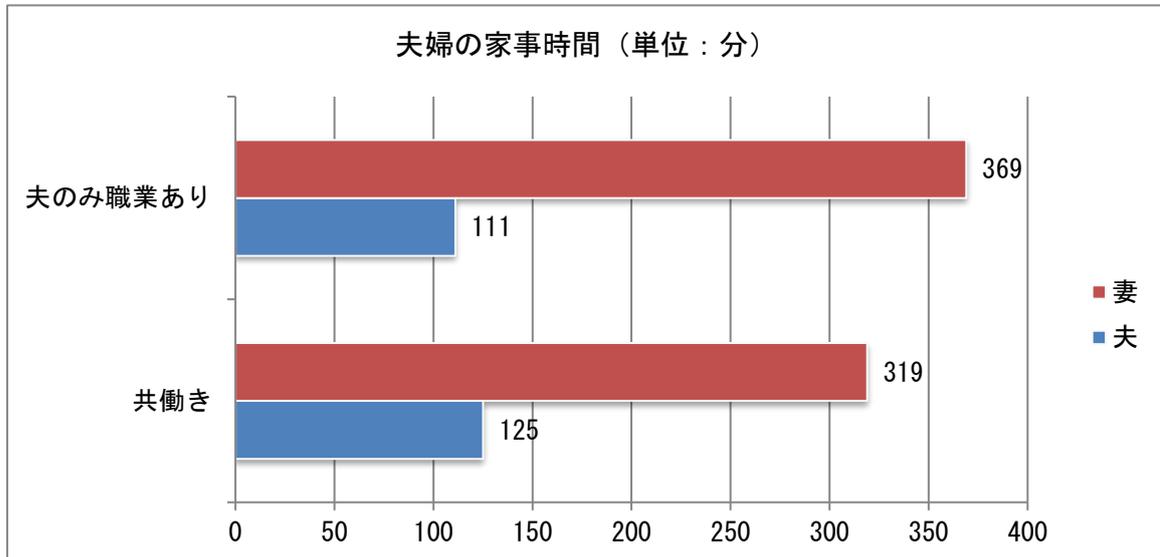
・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、否定的な回答は69.1%で、平成30年度調査より0.5ポイント上昇している。



(県若者女性協働推進室「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」)

(5) 夫婦の家事労働時間

・「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の30.1%、「共働き」世帯での夫の家事労働時間は妻の39.2%であり、共働き世帯においても家事の多くを妻が担っている状況にある。



(県調査統計課「令和4年県の施策に関する県民意識調査」)

第 2 部

岩手県の男女共同参画推進状況

～「いわて男女共同参画プラン」による～

「いわて男女共同参画プラン」の着実な推進を図るため、34の主要指標と30の参考指標を定めて毎年進捗状況を把握し、施策の検証・評価を実施しています。

《施策の体系》

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 民間における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 地域社会における男女共同参画の推進
 - (1) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

- 1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進
 - (1) 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進
 - (3) 男女別統計情報の活用
- 2 防災における男女共同参画の推進
 - (1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施
 - (3) 防災・災害の現場における女性の参画拡大

III 女性の活躍支援

- 1 女性の職業生活における活躍の推進
 - (1) 女性の就業への支援
 - (2) 女性の職業能力開発の促進
 - (3) 女性の起業支援
 - (4) 関係団体との連携
 - (5) 女性の活躍に取り組む企業に対する支援
- 2 仕事と生活を両立できる環境づくり
 - (1) 働き方改革の取組の推進
 - (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
 - (1) 雇用の場における均等な機会及び待遇の確保の推進
 - (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
 - (3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護
 - (4) 非正規雇用労働者の労働条件の整備
- 4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
 - (1) 農林水産業における男女共同参画の推進
 - (2) 商工自営業における男女共同参画の推進

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
 - (2) SNS等を通じた暴力被害の防止
 - (3) 女性に対する暴力への厳正な対処
 - (4) 被害女性等に対する救済策の充実
- 2 困難を抱えた女性への支援
 - (1) ひとり親家庭等への支援
 - (2) 生活困窮、高齢、障がい者等の多様な困難を抱えた女性への支援
- 3 生涯にわたる女性の健康支援
 - (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進
 - (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
 - (3) 生涯を通じた健康支援
 - (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - (1) 家庭教育の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興
 - (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成
 - (5) 国際理解・国際協調の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
 - (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
 - (2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消
 - (3) 男女共同参画に向けた気運の醸成
 - (4) 県民意識の調査
- 3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり
 - (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進
 - (2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実

1 「いわて男女共同参画プラン」の指標の進捗状況

(1) 総括

「えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数」や、「いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数」、「経営者研修受講者数」などは、目標を達成しており、企業における働きやすい職場づくりの取組が着実に進んでいると考えられる。

一方で、「地域社会の中で男女が平等と感じている人の割合」や「社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合」については、前回調査よりも低い結果となった。

男女共同参画の視点に立った意識改革や制度・慣行の見直しに向けては、これまでも、いわて男女共同参画センターを拠点とした普及啓発等の取組を進めてきたところだが、引き続き、職場、学校、地域、家庭等において意識改革や制度・慣行の見直し等が行われるよう取り組む必要がある。

(2) 【主要指標】評価結果一覧（令和3年度）

〔評価対象〕 37指標（主要指標34指標のうち細分化したものを含む。）

〔達成度の基準〕

A（達成率100.0以上）	16（43.3%）
B（達成率80.0～100.0未満）	5（13.5%）
C（達成率80.0未満）	13（35.1%）
評価不能（R3年度実績値なし）	3（8.1%）

〔達成率の計算式〕

- ①増加を目指す指標：
 $(\text{年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$
- ②低減を目指す指標：
 $(\text{基準値} - \text{年度実績値}) / (\text{基準値} - \text{年度目標値}) \times 100$
- ③単年度当たりの達成を目指す指標（維持指標）
 $(\text{年度実績値}) / (\text{年度目標値}) \times 100$

I あらゆる分野における女性の参画拡大

指標名	単位	現状値	実績値	3年度目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
		R元	R3				
1 審議会等委員に占める女性の割合 〔環境生活部〕	%	35.6	39.9	40	97.7%	B	各所属の取組により割合は向上しており、令和4年度の目標達成に向けて、引き続き、各所属における女性委員の積極的な登用を促していく。
2 県職員管理職（総括課長級以上）に占める女性の割合 〔総務部〕	%	7.4	9.5	9.5	100.0%	A	令和3年度における目標を達成しており、割合は毎年度増加している。令和7年度の目標に向けて、今後もより一層の女性参画を推進していく。
3 教職員の管理職に占める女性の割合 〔教育委員会〕	%	16.3	19.8	18.5	159.1%	A	令和3年度における目標を達成しており、令和元年度以降は小中学校、県立学校とも割合は増加している。令和7年度の目標に向けて、今後もより一層の女性管理職の登用を推進していく。
4 女性のエンパワーメント研修（ロールモデル提供事業）受講者数（オンラインを含む）〔累計〕 〔環境生活部〕	人	431	574	541	130.0%	A	昨年度に引き続きオンラインセミナーとして開催したところ、オンラインの方が参加しやすいとの意見が多く、昨年度以上に参加者数が増加した。今後も継続して女性のキャリア形成につながる研修を実施していく。
5 男女共同参画サポーターの男性認定者数 〔累計〕 〔環境生活部〕	人	163	208	192	155.2%	A	令和3年度は新たに12名の男性が男女共同参画サポーターに認定され、目標を達成することができた。引き続き多くの方に受講いただくために、広く講座の周知を行いながら、講座を実施していく。
6 地域社会の中で男女が平等と感じている人の割合 〔環境生活部〕	%	24.2	22.8	27.1	-48.3%	C	前回（平成30年度）の調査に比べ1.4ポイント低下し、目標値を下回った。6月の男女共同参画推進月間を中心とした広報啓発活動や出前講座の実施、男女共同参画サポーターの養成等を通じて、県民の理解向上に取り組む。

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

指標名	単位	現状値	実績値	3年度目標値 (c)	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
		R元 (a)	R3 (b)				
7 男女共同参画視点からの復興に関する研修受講者数〔累計〕 〔環境生活部〕	人	478	517	567	43.8%	C	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を見送ったもの。今後も、会場となる市町村の要望に応じた研修内容になるように務め、引き続き研修を実施していく。
8 女性委員が参画する市町村防災会議の割合 〔復興防災部〕	%	84.8	96.9	100	79.6%	C	各市町村の取組により割合は向上しており、令和4年度の目標達成に向けて、引き続き、各市町村における女性委員の積極的な登用を促していく。

Ⅲ 女性の活躍支援

	指標名	単位	現状値	実績値	3年度 目標値	目標達成率	達成 度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
			R元	R3				
9	労働者総数に占める女性の割合 〔環境生活部〕	%	37.2	37.2	40.1	0.0%	C	官民一体となった女性活躍促進の取組や地元志向の高まり等により若年世代では増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により、女性労働者の多い卸売・小売業において女性の減少割合が大きかったことから達成に至らなかった。引き続き女性が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を実施していく。
10	離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率 〔商工労働観光部〕	%	H29 76.6	82.3	84.0	98.0%	B	離職者訓練における女性受講者の割合が75.1%と高いことから、引き続き託児サービス付き訓練等を設定し受講しやすい工夫を行うとともに、求人・求職ニーズを踏まえた早期就業・正規雇用化につながるよう就職支援に努めていく。
11	えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数〔累計〕 〔環境生活部〕	社	150	362	200	424.0%	A	いわて女性活躍推進員が企業訪問を行い認定制度の普及拡大を図ったことにより、認定数の着実な増加につながった。今後も継続して、認定制度の普及を行っていく。
12	経営者研修受講者数(オンラインを含む) 〔累計〕 〔環境生活部〕	人	R2 493	646	592	154.5%	A	昨年度に引き続きオンラインセミナーとして開催したところ、オンラインの方が参加しやすいとの意見が多く、昨年度以上に参加者数が増加した。今後も継続して経営層に向けた研修を実施し、理解促進に努めていく。
13	年次有給休暇の取得率 〔商工労働観光部〕	%	49.5	56.1	69	33.8%	C	年次有給休暇の取得率は上昇傾向にあるが、人手不足が続いていることなどにより目標達成には至らなかった。引き続き、働き方改革の推進等を通じて、年次有給休暇取得率の向上を図っていく。
14	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕 〔保健福祉部〕	事業者	148	295	265	125.6%	A	子育てにやさしい職場環境づくりを推進するため、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価における加点など認証メリットについての周知や企業への個別訪問を行い、認証数の拡大に取り組んだ。引き続き各室課及び振興局と連携し中小企業の自主的な取組を促進する。
15	待機児童数〔4月1日時点〕 (↓(低減する指標)) 〔保健福祉部〕	人	175	12	0	93.1%	B	市町村が地域のニーズに応じて保育の受け皿拡大に取り組んだ結果、待機児童数は減少したが、保育士不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、地域のニーズに応じた保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組む。
16	放課後児童クラブ設置数〔5月1日時点〕 〔保健福祉部〕	箇所	400	423	437	62.2%	C	設置主体である市町村等が地域のニーズに応じて整備を進めたものの、目標の箇所数を下回った。引き続き、子育て家庭を支援するため、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る。
17	職場において男女が平等と感じている人の割合 〔環境生活部〕	%	H30 25.9	24.9	28	-47.6%	C	サポーター養成、出前講座の実施のほか、6月の男女共同参画推進月間を中心とした普及啓発活動等に取り組んできたが、指標は前回調査から1.0ポイント減少し目標達成に至らなかった。慣習的な固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消が課題であり、気づきや見直しを促すための意識啓発、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業の認定等に取り組む。
18	女性農業者の経営参画割合 〔農林水産部〕	%	29.9	34.0	31.0	372.7%	A	女性農業者の経営参画割合は年々増加しており、目標を達成している。引き続き、女性農業者による積極的な経営参画に向けて、「家族経営協定推進研修会」の開催や「幸せ創る女性農林漁業者育成事業」により女性グループへの活動助成などに取り組む。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

	指標名	単位	現状値	実績値	3年度 目標値	目標達成率	達成 度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
			R元	R3				
19	配偶者暴力相談支援センター及び警察で相談や被害者保護を行っている人の割合 [保健福祉部]	%	H30 42.5	43.9	61.3	7.4%	C	男性では全年代、女性では18～19歳及び30歳代を除く年代で目標を下回っており、最も認知度の低い20歳代女性(28.6%)を中心に全年代に周知が図られるよう引き続き広報啓発活動を行っていく。
20	DV相談員研修会の参加者数(オンラインを含む) [保健福祉部]	人	R2 79	79	79	-	-	県内における新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を見送ったことから実績がなかったもの。感染状況により開催方法を検討する。
21	「はまなすサポート」ホームページアクセス数 [復興防災部]	回	1,999	3,162	2,600	193.5%	A	「はまなすサポート」ホームページアクセス数は年々増加しており、「はまなすサポート」に対する認知度が広がっていると考えられる。今後も、性犯罪・性暴力被害者への支援を促進するため、リーフレット等の配布とあわせ、制度の周知を行っていく。
22	青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数(オンラインを含む) [累計] [環境生活部]	人	R2 312	619	460	207.4%	A	新型コロナウイルスの感染防止対策のためオンラインでの動画の配信も加えて行い、目標を達成した。インターネット・スマートフォンを通じたトラブルや犯罪などから青少年を守るため、引き続き、保護者や青少年指導者等を対象とした情報メディア対応能力の向上に取り組む。
再掲	離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率【再掲】 [商工労働観光部]	人	H29 76.6	82.3	84	98.0%	B	離職者訓練における女性受講者の割合が75.1%と高いことから、引き続き託児サービス付き訓練等を設定し受講しやすい工夫を行うとともに、求人・求職ニーズを踏まえた早期就業・正規雇用化につながるよう就職支援に努めていく。
23	人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数 [保健福祉部]	件	R2 5.5	6.3	5.8	266.7%	A	自立相談支援機関において相談者本人の目指す姿の実現に向けた具体的な支援プランを作成して支援した。今後も、生活福祉資金の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を利用した方が生活再建に向けて進むことができるよう、包括的な支援を更に進めていく。
24	生活支援コーディネーター養成研修等参加者数 [保健福祉部]	人	157	98	140	70.0%	C	高齢者の生活支援等の基盤整備の推進を担う生活支援コーディネーター等について、コロナ禍の影響により研修参加者が目標を下回ったが、研修等の内容を適宜見直しつつ、引き続きその養成及び資質向上に向けた研修を行っていく。
25	障がい者の不利益取扱いに対応する相談窓口職員研修受講者数 [累計] [保健福祉部]	人	71	152	240	47.9%	C	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言に伴い開催を延期し、年度後半に開催することとしたが、その後のさらなる感染拡大やグループワークを中心とした研修形態により開催を中止したところ。今後も引き続き研修を行っていく。
26	子宮(頸)がん検診及び乳がん検診受診率 [保健福祉部]	%	乳がんH28 50.4	-	-	-	-	国民生活基礎調査において3年に1度の調査項目となるため次の実績は令和4年度となるもの。
		%	子宮頸がんH28 46.4	-	-	-	-	
27	特定不妊治療費(男性不妊治療を含む。)の助成人数 [累計] [保健福祉部]	人	316	1,100	1,170	91.8%	B	不妊治療を受けている方の経済的支援のため、特定不妊治療に要する経費に対する助成を行ったが、目標をやや下回る助成件数となった。令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用となったが、保険適用前に開始し年度をまたぐ一連の治療に対しても、経過措置として助成を行っていく。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

	指標名	単位	現状値	実績値	3年度 目標値	目標達成率	達成 度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)	
			R元	R3					
28	学校における男女混合名簿の使用率 〔教育委員会〕	%	小	70	95	85	166.7%	A	使用率は毎年度増加していて、高校では令和2年度に100%を達成した。小学校、中学校においても、令和7年度の目標に向けて、今後もより一層混合名簿の使用を推進していく。
			中	50	87	75	148.0%	A	
			高	99	100	100	100.0%	A	
29	生涯学習情報提供システム（ホームページ）利用件数 〔教育委員会〕	件	88,165	165,721	120,000	243.6%	A	利用者が使いやすいHPを目指し、R2にHPの一部を刷新したことにより、目標を上回る利用件数となった。引き続き、ICTを活用した学びの機会等に関する情報の集積・提供に取り組む。	
再掲	男女共同参画サポーターの男性認定者数 〔累計〕【再掲】 〔環境生活部〕	人	163	208	192	155.2%	A	令和3年度は新たに12名の男性が男女共同参画サポーターに認定され、目標を達成することができた。引き続き多くの方に受講いただくために、広く講座の周知を行いながら、講座を実施していく。	
30	社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合 〔環境生活部〕	%	H30 10.9	9.7	15.5	-26.1%	C	サポーター養成、出前講座の実施のほか、6月の男女共同参画推進月間を中心とした普及啓発活動等に取り組んできたが、指標は前回調査から1.2ポイント減少し目標達成に至らなかった。慣習的な固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消が課題であり、気づきや見直しを促すための意識啓発を行っていく。	
31	共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕※女性の家事時間に対する割合 〔環境生活部〕	%	41.3	39.2	44.0	-77.8%	C	男性の育児家事参加やワークライフバランスの実践等について普及啓発を図ってきたが、指標は2.1ポイント減少し目標に至らなかった。男性の家事・育児参加には、企業等の意識改革や制度の充実も必要であることから、引き続き、機会を捉えて普及啓発を図っていく。	
再掲	待機児童数【再掲】 〔4月1日時点〕 （↓（低減する指標）） 〔保健福祉部〕	人	175	12	0	93.1%	B	市町村が地域のニーズに応じて保育の受け皿拡大に取り組んだ結果、待機児童数は減少したが、保育士不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、地域のニーズに応じた保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組む。	
32	いわて子育て応援の店（※）協賛店舗数 〔累計〕 〔保健福祉部〕	店舗	1,969	2,225	2,209	106.7%	A	社会全体で子育てを支援する機運の醸成に向け、新規登録店舗数拡大のための制度周知や企業への個別訪問などに取り組んだ。引き続き各振興局と連携し協賛店舗数が少ない業種に向け周知に取り組む。	
再掲	放課後児童クラブ設置数〔5月1日時点〕【再掲】 〔保健福祉部〕	箇所	400	423	437	62.2%	C	設置主体である市町村等が地域のニーズに応じて整備を進めたものの、目標の箇所数を下回った。引き続き、子育て家庭を支援するため、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る。	
33	すこやかメールマガジンの登録人数 〔教育委員会〕	人	1,863	3,635	4,000	82.9%	B	家庭教育・子育て支援に関する研修会等において、登録を促進しているところである。さらに、市町村の保健福祉部局とも連携を図りながら登録を促進し、子育てに関する情報を提供していく。	
34	地域包括支援センター職員向け業務支援研修参加者数（オンラインを含む） 〔保健福祉部〕	人	R2 542	438	650	67.4%	C	集合での開催とした研修のうち、県の緊急事態宣言期間中に受講者の決定を行った研修において人数制限を行ったことなどから受講者数が目標を下回り、目標に至らなかった。今後は、コロナ禍においても研修受講が可能となるよう、オンラインを活用した研修を増やし、実施する。	

(3) 【参考指標】令和3年度実績

施策の体系	指標名	単位	基準値 (R元)	実績 (R3)	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	S1	男女いずれか一方の委員の数が40%未満にならない審議会等の割合	%	54.5	72.7
	S2	市町村の審議会等に占める女性の割合	%	25	26.5
	S3	地方議会（県・市町村）における女性議員の割合	%	⑩11.0	13.1
	S4	管理職に占める女性の割合〔就業構造基本調査（総務省）〕	%	⑨12.3	-
	S5	自治会長に占める女性の割合	%	4.1	3.6
	S6	市町村社会教育委員に占める女性の割合	%	34.5	37.5
II 復興と防災の推進 東日本大震災から 津波から 男女共同	S7	沿岸部市町村の審議会等における女性委員割合	%	24.2	28.1
	S8	女性消防団員がいる消防団の割合	%	97	97
III 女性の活躍支援	S9	女性の就職率	%	47.2	43.3
	S10	育児休業取得率（男性）	%	⑩2.7	②11.9
	S11	県職員男性の育児休業取得率 ※医療局、教育委員会、県警察を除く	%	16.7	46.8
	S12	教職員男性の育児休業取得率	%	2.7	8.2
	S13	所定内給与額の男女間格差	ポイント	78.3	79.1
	S14	農協女性理事の登用	人	22	26
	S15	農業委員に占める女性の割合	%	18.6	18.7
	S16	農業農村指導士等における女性の割合	%	11.8	23

施策の体系	指標名	単位	基準値 (R元)	実績 (R3)	
IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	S17	DV防止基礎セミナー受講者数	人	58	65
	S18	ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合	%	小90 中84 高90	小88 中87 高92
	S19	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合	%	⑩ 母子28.7 父子36.4	-
	S20	養育費の取り決めをしている割合	%	⑩ 母子50.1 父子20.8	-
	S21	障がい者グループホーム等利用者数	人	1,914	2,078
	S22	健康教育講座等実施回数	回	51	27
	S23	周産期死亡率（対象者1000人当たり）	人	4.4	2.9
	S24	乳児死亡率（出生1000人当たり）	人	2.2	1.5
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	S25	生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数	人	835	885
	S26	子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	人	623	559
	S27	社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	人	143	107
	S28	男女共同参画フェスティバル参加者数（オンラインを含む）（累計）	人	②2,142	3,156
	S29	出前講座受講者数（オンラインを含む）（累計）	人	②5,165	8,704
	S30	社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合（年代別）	%	⑩ 20歳代：19.1 30歳代：12.8 40歳代：8.6 50歳代：10.5 60歳代：6.1 70歳以上：12.1	20歳代：8.0 30歳代：14.9 40歳代：8.9 50歳代：8.1 60歳代：7.7 70歳以上：9.6

2 令和3年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業(2月補正後)

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費	県	<p>○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。</p> <p>1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年2回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信</p> <p>2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修</p> <p>3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。</p>	24,480	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費	県	女性の活躍に関する理解促進に向けて、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、活躍する女性の情報発信を強化する。	9,676	若者女性協働推進室
職員研修費	県	「女性管理監督者マネジメント力向上研修」や「女性職員キャリアデザイン研修」の継続実施により、女性職員の実践的なマネジメントスキルの習得やキャリアデザインを支援する。	6,929	人事課
社会教育団体活動費補助 (婦人団体活動費補助)	県	県地域婦人団体協議会の活動を支援し、団体の育成を図る。	150	生涯学習文化財課
小計		R3年度予算額	41,235	再掲は含まない。

2 地域社会における男女共同参画の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
男女共同参画センター管理運営費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
NPO活動交流センター管理運営事業	県	NPO活動交流センター及び県民活動交流センターの受付・調整等管理運営及びNPOに対する相談・助言等業務を行う。	30,419	若者女性協働推進室
消費者行政推進費	県	消費者の自立の支援に関する諸施策を推進する。 ○消費者啓発・情報提供 ・各種広報媒体を活用した情報提供 ・各種講座の開催 ○県民生活相談 ○その他消費者行政の推進	39,273	県民生活センター
NPO等による復興支援事業費	民間	多様な主体の協働による復興支援活動等を推進するため、活動経費の助成や担い手となるNPO等の運営基盤を強化するための取組を実施する。	32,894	若者女性協働推進室
小 計		R3年度予算額	102,586	再掲は含まない。

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
小 計		R3年度予算額	0	再掲は含まない。

2 防災における男女共同参画の推進

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
小 計		R2年度予算額	0	再掲は含まない。

Ⅲ 女性の活躍支援

1 女性の職業生活における活躍の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性の活躍に関する理解促進に向けて、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、活躍する女性の情報発信を強化する。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
福祉人材センター運営事業	県 (県社会福祉協議会へ委託)	福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在的福祉人材の就労を促進し、福祉人材の養成確保を図る。	24,878	保健福祉企画室
女性医師就業支援事業	県・民間	女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、院内保育所の夜間運営や病児等保育の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職防止を図る。	12,724	医療政策室
看護師等養成所運営費補助	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助を行う。	126,444	医療政策室
看護師等修学資金貸付費	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の貸付けを行う。	193,563	医療政策室
ナースセンター事業	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業を実施する。	22,014	医療政策室
女性就業援助費	県	就業を希望する女性に対し、県内7ヶ所で技術講習や就業に関する情報提供を行うことにより就業機会の拡大を図る。	5,569	定住推進・雇用労働室
就業支援推進事業費	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら女性や若者等の雇用・労働に関する地域課題に対応する。	82,055	定住推進・雇用労働室
ジョブカフェいわて管理運営費	県	岩手労働局と連携し、女性や若者等を対象にきめ細やかな就職相談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカフェいわて」の管理運営を行う。	82,193	定住推進・雇用労働室
地域ジョブカフェ管理運営費	県	地域の関係機関と連携して、女性や若者等への就業支援を行うとともに、地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営する。 ・宮古 ・久慈 ・一関 ・大船渡 ・二戸	8,128	定住推進・雇用労働室
建設業総合対策事業費（けんせつ小町活躍支援事業費）	県	建設業における女性の就業割合を増やすことで担い手を確保するとともに、女性も働きやすい職場環境の整備により若者の入職を促進する。	438	建設技術振興課
小計		R3年度予算額	558,006	再掲は含まない。

2 仕事と生活を両立できる環境づくり

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性の活躍に関する理解促進に向けて、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、活躍する女性の情報発信を強化する。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
いわてワーク・ライフ・バランス促進強化事業費	県	女性活躍、子育て支援、働き方改革に取り組む企業等の情報発信、事業承継者への意識付けのための啓発、男性のワーク・ライフ・バランス推進の優良企業を創出する。	2,102	若者女性協働推進室
私立学校運営費補助（教育改革推進特別経費のうち子育て支援推進経費）	県	幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施していることや施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園を設置している学校法人に対して助成する。	98,920	学事振興課
女性医師就業支援事業（再掲）	県・民間	女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、院内勤務環境の改善、院内保育所の夜間運営や病児等保育の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職防止を図る。	(再掲 12,724)	医療政策室
院内保育所運営事業補助	民間・公的	院内保育施設の運営費に対する補助を行う。	31,880	医療政策室
ひとにやさしいまちづくり推進事業費（ユニバーサルデザイン推進事業費）	県	ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、研修、表彰、推進協議会の運営等を実施する。	994	地域福祉課
子育て応援推進事業費	県	子ども・子育て会議の開催、社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図る。 ①岩手県子ども・子育て会議の開催 ②i・ファミリー・サービス事業（協賛店による子育て支援サービスの実施） ③仕事と子育ての調和推進事業	1,265	子ども子育て支援室
産休等代替職員設置費補助	市町村・民間	老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設等に勤務する職員が出産等のため長期間の休暇を必要とする場合に、代替職員を臨時的に任用する経費に対して補助する。	23,397	子ども子育て支援室
子育てサポートセンター管理運営費	県	いわて県民活動交流センター内に「子育てサポートセンター」を設置し、NPO法人に事業委託し運営し子育て支援及び子育てに関する情報提供等を行う。	11,090	子ども子育て支援室
子育て支援対策臨時特例事業費	市町村	認定こども園の整備や保育所整備の実施により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	9,223	子ども子育て支援室
施設型給付費等補助	市町村	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村が行う施設型給付（地方単独分）の支給に要する経費を補助する。	580,787	子ども子育て支援室

施設型給付費等負担金	市町村	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村が行う施設型給付（国庫対応分）の支給に要する経費を負担する。	6,930,107	子ども子育て支援室
児童福祉施設整備費補助（児童館等整備費補助）	市町村	市町村が行う小型児童館、児童センター及び放課後児童クラブ等の整備に要する経費に対して補助する。	68,255	子ども子育て支援室
地域子育て活動推進事業費（地域子育て活動推進事業費補助）	市町村	児童の健全な育成を図るため、市町村が行う児童館や放課後児童クラブ等の健全育成のための事業に対し、その経費の一部を補助するとともに、放課後児童支援員認定資格研修等を実施する。	1,679	子ども子育て支援室
地域子ども・子育て支援事業交付金	市町村	地域の子ども・子育て支援充実のため、市町村が行う地域子育て支援拠点事業や一時預かり等に要する経費に助成する。	1,910,451	子ども子育て支援室
就業支援推進事業費（再掲）	県	地域内の関係機関と連携しながら、女性や若者等の雇用・労働に関する地域課題に対応するため、県内各地域に「就業支援員」を配置する。	（再掲） 82,055	定住推進・雇用労働室
労働者等生活安定支援資金貸付金	県	うち育児・介護休業者生活資金貸付金分として、育児・介護休業者の生活の安定を図るため、生活資金の一部を融資することにより、育児休業の取得促進を支援する。	7,349	定住推進・雇用労働室
いわて働き方改革加速化推進事業費	県	県内企業における働き方改革の促進と労働生産性向上を両輪とした取組を推進していくため、優良事例の普及啓発を通じて、労働関係法令の改正に合わせた雇用・労働環境の整備の推進を引き続き支援していく。	76,381	定住推進・雇用労働室
育休補充教職員の配置	県	教職員の育児休業中に代替教職員を配置する。	小中学校 637,902 県立学校 505,564	教職員課
小 計		R3年度予算額	10,897,346	再掲は含まない。

3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

（単位：千円）

事業名	実施主体	事業内容	R3年度 2月補正後	担当課
ジョブカフェいわて管理運営費（再掲）	県	女性や若者等の県内就職促進を図るため、女性や若者等の就業支援及び企業・教育機関を対象とした各種支援を行うワンストップサービスセンター「ジョブカフェいわて」の管理・運営を実施する。	（再掲） 82,193	定住推進・雇用労働室
地域ジョブカフェ管理運営費（再掲）	県	女性や若者等の地元定着を促進するため、地域の関係機関と連携し、各地域に対応した女性や若者等への就業支援を行う「地域ジョブカフェ」を管理・運営を実施する。（県内5地域：一関、大船渡、宮古、久慈、二戸）	（再掲） 8,128	定住推進・雇用労働室
就業支援推進事業費（再掲）	県	地域内の関係機関と連携しながら、女性や若者等の雇用・労働に関する地域課題に対応するため、県内各地域に「就業支援員」を配置する。	（再掲） 82,055	定住推進・雇用労働室
委員会運営費（あっせん員の委嘱）	県	あっせん員による個別紛争の解決援助を行う。	312	労働委員会事務局
小 計		R3年度予算額	312	再掲は含まない。

4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
商工業小規模事業経営支援事業費補助(若手後継者等育成事業)	県・商工会議所・商工会	青年部・女性部の活動推進を図るため、商工会・商工会議所が行う講習会、研修会、ブロック別交流会などを支援する。	5,560	経営支援課
いわて起業家育成資金貸付金	県(金融機関へ預託)	県内において、新たに事業を開始しようとする方に対し、必要な資金の貸付を行うことにより、創業の機会を拡大し、経済環境の変化に的確に対応できる創意と活力のある企業を育成する。	1,052,573	経営支援課
起業支援推進事業費	県	地域経済の中核を担う経営人材を育成するため、県内の大学生や若手社会人を対象としては、実践的な起業家教育を行うとともに、「岩手イノベーションベース」と連携した起業家予備軍への支援を行う。	18,101	経営支援課
沿岸漁業改善資金(生活改善資金)	県	生活改善資金の貸付を行う。 資金種類 (1) 生活合理化設備資金 (2) 住居利用方式改善資金 (3) 女性・高齢者活動資金	26,120	団体指導課
森林機能高度発揮普及促進事業費(林業女性等活動支援)	県	林業女性グループを対象とした視察等勉強会の開催、全国林研女性会議などの活動支援を行う。	146	森林整備課
漁業担い手確保・育成総合対策推進費(うち女性活動促進)	県	漁村における女性の活動の促進、地位の向上のための実践活動推進(リーダー育成、交流学习)を行う。	5,427	水産振興課
幸せ創る女性農林漁業者育成事業	県	農林水産業をけん引する女性農林漁業者を育成するため、女性が活躍しやすい環境づくりや女性のネットワークづくりなどの取組を推進する。 1 女性農林漁業者の活躍に向けた環境づくりの実践支援 (1) 女性農林漁業者が働きやすい環境整備 (2) 食の匠の認定や伝承活動の支援 2 意欲ある女性農林漁業者の経営力向上と経営参画支援 3 他産業や農林漁業者の多様な交流を生かした先進的取組の波及促進	4,775	農林水産企画室(3) 農業普及技術課(1、2)
小計		R3年度予算額	1,112,702	再掲は含まない。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
青少年のための環境浄化対策事業	県	青少年環境浄化審議会の開催、立入調査員による不健全図書、区分陳列などの点検等を行う。	2,081	若者女性協働推進室
配偶者暴力防止対策推進事業	県	DVの根絶に向けた意識啓発と、相談員の資質向上に向けた取組、関係機関との連携等を推進する。 ① 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進 街頭啓発による意識啓発 出前講座等によるデートDV予防啓発 ② 相談・保護体制の充実 配偶者からの暴力被害者支援関係職員研修会 「緊急避難」のための宿泊場所の確保事業 ③ 被害者の自立支援 配偶者暴力被害者自立支援事業費補助 ④ 関係機関の連携協力 岩手県DV防止対策連絡協議会（官民） 市町村DV防止対策担当課長等会議	1,205	子ども子育て支援室
福祉総合相談センター管理運営費（婦人相談所）	県	女性相談員を設置し、要保護女子に対する相談指導を実施する。	10,389	子ども子育て支援室
婦人保護施設入所保護費	県	婦人保護施設に、要保護女子の入所保護を委託する。	76,050	子ども子育て支援室
児童養育支援ネットワーク事業	県	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発予防に係る総合的な取組を推進するため、児童相談所の体制整備や市町村の対応力の強化のための支援等を行う。 ○ 児童虐待防止活動事業（県要保護児童対策地域協議会、地域活動、市町村連携等） ○ 虐待対応チーム事業（精神科カウンセリング強化等） ○ 児童相談所相談機能強化事業（スーパーバイス強化事業、専門性強化、主任児童委員等研修の実施等） ○ 基幹的職員研修事業（児童福祉施設のスーパーバイザー養成） ○ 児童虐待保護者指導・支援事業（グループ療法や外部講師による専門的治療等） ○ 未成年後見人支援事業（未成年後見人の選任の推進）	58,924	子ども子育て支援室
被害者支援推進事業	県	犯罪被害者に対する施策を推進する。 1 県犯罪被害者支援連絡会の開催 2 犯罪被害者等の捜査過程に伴う負担の軽減	739	県民課
小計		R3年度予算額	149,388	再掲は含まない。

2 困難を抱えた女性への支援

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R 3年度	担当課
			2月補正後	
男女共同参画センター管理運営費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
女性のためのつながりサポート事業費	県	新型コロナウイルス感染症拡大による孤独・孤立で不安を抱える女性を支援するため、女性専用の相談窓口の開設、居場所の提供、女性用品の提供を実施する。	17,112	若者女性協働推進室
看護師等養成所運営費補助（再掲）	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助を行う。	(再掲 126,444)	医療政策室
看護師等修学資金貸付費（再掲）	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の貸付けを行う。	(再掲 193,563)	医療政策室
ナースセンター事業（再掲）	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業を実施する。	(再掲 22,014)	医療政策室
ひとり親家庭医療費助成	市町村	ひとり親家庭の経済的負担の軽減と父母と子の健康を図ることを目的に、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	253,018	健康国保課
特定健康診査・保健指導事業負担金	県・市町村国保	国民健康保険の保険者（市町村）が実施する特定健康診査及び保健指導事業に要する経費の一部を負担する。	203,788	健康国保課
高齢者スポーツ活動振興事業費	県、(財)いきいき岩手支援財団	岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業を行う。	7,582	スポーツ振興課
高齢者社会貢献活動支援事業費	県	岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターを設置し、高齢者団体等への活動支援を行う。	4,766	長寿社会課
介護予防市町村支援事業費	県	市町村における介護予防事業の円滑な実施を支援するため、岩手県介護予防市町村支援委員会による助言等や、市町村・地域包括支援センター等の介護予防事業従事者に対する技術的研修を行う。	4,811	長寿社会課
老人福祉施設整備費補助	市町村・民間	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等を整備する費用の一部を補助する。	499,060	長寿社会課
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市町村	在宅の要援護老人及び重度身体障害者に対応した住宅の改善を行う経費に対して市町村が補助する場合、その経費の一部を補助する。	17,709	長寿社会課

介護給付費等負担金	県	介護給付及び予防給付に要する費用の県費分を負担する。	18,908,778	長寿社会課
介護保険財政安定化基金積立金	県	市町村の介護保険財政の安定化のため、県に基金を設置する。	25	長寿社会課
介護保険制度施行事業費	県	介護保険審査会の運営等を行う。	9,596	長寿社会課
介護認定調査員等研修事業費	県	要介護認定に関わる認定調査員等の研修等を行う。 (ケアマネ分も含む)	17,021	長寿社会課
障がい者自立支援事業費（都道府県地域生活支援事業費）	県	障がい者の地域生活を促進するため、相談支援従事者研修、補助犬育成、ガイドヘルパー養成など各種事業を実施する。	24,237	障がい保健福祉課
障がい者就業・生活支援センター事業費	県	一般企業への就業をめざす障がい者及び就職後の職場定着のための支援を要する障がい者に対し、就業面・生活面の支援を一体的に実施する。	42,031	障がい保健福祉課
障がい者就労・社会参加支援事業費	県	工賃向上計画の策定や工賃引上げ支援セミナーの開催、障害者就労支援センターの設置など、障がい者の就労支援に向けた事業を実施する。	14,476	障がい保健福祉課
精神障がい者地域移行支援特別対策事業費	県	精神障がい者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進するため、関係機関が連携し支援できる体制の充実強化を図る事業等を実施する。	2,738	障がい保健福祉課
障害者支援施設等整備費補助	県	障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対し経費を補助する。	363,400	障がい保健福祉課
家庭児童相談室設置費（母子自立支援員兼子育て支援員活動費）	県	各広域振興局に母子・父子自立支援員兼子育て支援員を設置し、ひとり親家庭の生活相談に対応する。	60,699	子ども子育て支援室
母子福祉資金の貸付	県	母子家庭に対する修学資金、修学支度資金等12種の資金の貸付を行う。	463,836	子ども子育て支援室
寡婦福祉資金の貸付	県	寡婦に対する修学資金、住宅資金等12種の資金の貸付を行う。	17,775	子ども子育て支援室
児童扶養手当支給事業	県	父と生計を同一にしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき手当を支給する。	814,610	子ども子育て支援室
ひとり親家庭等セルフサポート事業	県	ひとり親家庭等の就業活動を支援し、ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、ひとり親家庭の親等を対象に就業相談や就業に関する資格取得に係る支援を行う。	8,200	子ども子育て支援室
ひとり親家庭等日常生活支援事業	県	家庭生活支援員の派遣等により、生活援助、子育て支援を行う。	274	子ども子育て支援室
母子福祉対策費	県	就業支援講習会の開催や、無料法律相談を実施する。	8,788	子ども子育て支援室
就職支援能力開発費（母子家庭の母等の職業的自立促進事業費）	県	母子家庭の母等を対象に3箇月間の職業訓練を実施することにより、職業能力の充実・強化を図り、職業的自立促進に資する。	395,643	定住推進・雇用労働室
小 計		R3年度予算額	22,159,973	再掲は含まない。

3 生涯にわたる女性の健康支援

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
母子保健対策費(周産期医療対策事業)	県	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るため、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備する。	206,228	医療政策室
エイズ対策特別促進事業	県	1 岩手県H I V/エイズ・性感染症予防対策推進協議会(委員27名) 2 研修・人材養成(研修機関への派遣研修) 3 普及啓発活動	2,226	医療政策室
性感染症対策事業	県	不妊等の原因となる性感染症を早期発見し治療に結びつけるため、性器クラミジア感染症及び梅毒検査を実施する。	652	医療政策室
風しん検査事業費	県	予防接種が必要である県民を効率的に抽出するため検査を実施する。	2,432	医療政策室
子ども、妊産婦医療費助成	市町村	子どもの健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子どもの出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	602,710	健康国保課
栄養改善の指導	県	特定給食施設の指導を中心とした専門的栄養指導を行う。 栄養改善のためのネットワークづくり及び関係機関への支援を行う。	725	健康国保課
麻薬、覚醒剤等取締費(薬物乱用防止啓発事業)	県	1 覚醒剤等薬物乱用防止啓発事業 岩手県薬物乱用防止指導員 338 名委嘱 保健所薬物相談窓口等 2 薬と健康管理講座 3 啓発活動	3,078	健康国保課
母子保健対策費(特定不妊治療費助成事業)	県	特定の不妊治療に要する費用及び先進医療として実施される不育症検査に要する費用の一部を助成する。	215,344	子ども子育て支援室
母子保健対策費(生涯を通じた女性の健康支援事業)	県	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施する。	6,447	子ども子育て支援室
指導運営費(学校保健、安全関係講習会)	県	養護教諭等の専門知識及び技術を高め、学校保健の充実に資する。	3,850	保健体育課
高齢者文化活動振興事業費	県、(財)いきいき岩手支援財団	・岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業 ・全国健康福祉祭参加推進事業	1,839	文化振興課
小 計		R3年度予算額	1,045,531	再掲は含まない。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性の活躍に関する理解促進に向けて、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、活躍する女性の情報発信を強化する。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
留学生等人材ネットワーク形成事業費（海外研修員等受入）	県	海外にネットワークを持つ外国人留学生等へ支援を行うことにより、本県との互恵的な人的ネットワークを形成することを目的として、外国人留学生に対する奨学金支給、海外研修員等受入事業を実施する。	2,400	国際室
語学指導等を行う外国青年招致事業	県	地域における国際交流を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)により、国際交流員を招致する。 招致人員3人（英語圏2人、中国人1人）	9,065	国際室
岩手県国際交流協会運営費補助	県・（公財）岩手県国際交流協	本県の国際化推進の中核組織である（公財）岩手県国際交流協会の活動を支援するための人件費を補助する。	25,240	国際室
キャリアアップサポート推進事業費補助	岩手県産業教育振興会	ものづくりや地域産業を支える専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人を育成するために、岩手県産業教育振興会が取り組む「キャリアアップサポート推進事業」に対する補助を行う。	1,000	学校教育室
いわて地域担い手育成支援事業	県	生徒の社会人・職業人としての自立を図るとともに、郷土に愛着や誇りを持ち、本県の特徴ある産業・文化を担う人材を育成するため、県立高校の実践的な教育活動や生徒一人ひとりの多様な進路希望の実現に向けた取組を支援する。	5,777	学校教育室
学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助	県	地域人材の育成・活用により、子どもを中心とした地域活動や地域の学習・交流の機会を創出する。 「子育て支援活動交流研修会」「子育て・家庭教育相談担当者研修会」「家庭教育・子育て支援担当者研修会」「家庭教育・子育て支援ネットワーク研修会」等を実施する。	3,098	生涯学習文化財課
小 計		R3年度予算額	46,580	再掲は含まない。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。 ○男女共同参画推進条例に基づき、苦情および相談処理、岩手県男女共同参画審議会等の運営を行う。 ○いわて男女共同参画社会づくり表彰を実施する。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性の活躍に関する理解促進に向けて、女性活躍推進員を配置し、いわて女性活躍企業等認定制度やイクボスの普及拡大に取り組むとともに、活躍する女性の情報発信を強化する。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
多様な主体のパートナーシップ推進事業	県	県民、企業、NPO、市町村など地域社会を構成する多様な主体の参画やつながりを生かした取組を、地域づくりや県政全般に広げていくため、多様な主体の参画・協働推進に関する県民の理解促進や官民連携の推進と庁内職員の意識向上を図る。	791	若者女性協働推進室
小 計		R3年度予算額	791	再掲は含まない。

3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	R3年度	担当課
			2月補正後	
男女共同参画センター管理運営費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、「情報」・「学習」・「相談」・「活動・交流」機能を提供する。 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演、ワークショップを行う。	(再掲 24,480)	若者女性協働推進室
青少年・男女共同参画意識調査事業費	県	今後の男女共同参画社会づくりの基礎資料とすることを目的として、男女が共に支える社会づくりに関する県民意識や行政に対するニーズに係る意識調査を実施（3年に一度）する。	2,706	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援強化事業費（再掲）	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 9,676)	若者女性協働推進室
福祉人材センター運営事業（再掲）	県 (県社会福祉協)	福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在的福祉人材の就労を促進し、福祉人材の養成確保を図る。	(再掲 24,878)	保健福祉企画室
看護師等養成所運営費補助（再掲）	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助を行う。	(再掲 126,444)	医療政策室

看護師等修学資金貸付費（再掲）	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の貸付けを行う。	（再掲 193,563）	医療政策室
ナースセンター事業（再掲）	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業を実施する。	（再掲 22014）	医療政策室
ひとり親家庭医療費助成（再掲）	市町村	ひとり親家庭の経済的負担の軽減と父母と子の健康を図ることを目的に、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	（再掲 253018）	健康国保課
特定健康診査・保健指導事業負担金（再掲）	県・市町村国保	国民健康保険の保険者（市町村）が実施する特定健康診査及び保健指導事業に要する経費の一部を負担する。	（再掲 203,788）	健康国保課
高齢者スポーツ活動振興事業費（再掲）	県、 (財) いき いき 岩手 支援 財団	・岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業を行う。	（再掲 7,582）	スポーツ振興課
高齢者社会貢献活動支援事業費（再掲）	県	岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターを設置し、高齢者団体等への活動支援を行う。	（再掲 4,766）	長寿社会課
介護予防市町村支援事業費（再掲）	県	市町村における介護予防事業の円滑な実施を支援するため、岩手県介護予防市町村支援委員会による助言等や、市町村・地域包括支援センター等の介護予防事業従事者に対する技術的研修を行う。	（再掲 4,811）	長寿社会課
老人福祉施設整備費補助（再掲）	市町村・民間	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等を整備する費用の一部を補助する。	（再掲 499,060）	長寿社会課
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業（再掲）	市町村	在宅の要援護老人及び重度身体障害者に対応した住宅の改善を行う経費に対して市町村が補助する場合、その経費の一部を補助する。	（再掲 17,709）	長寿社会課
介護給付費等負担金（再掲）	県	介護給付及び予防給付に要する費用の県費分を負担する。	（再掲 18,908,778）	長寿社会課
介護保険財政安定化基金積立金（再掲）	県	市町村の介護保険財政の安定化のため、県に基金を設置する。	（再掲 25）	長寿社会課
介護保険制度施行事業費（再掲）	県	介護保険審査会の運営等を行う。	（再掲 9,596）	長寿社会課
介護認定調査員等研修事業費（再掲）	県	要介護認定に関わる認定調査員等の研修等を行う。 (ケアマネ分も含む)	（再掲 17,021）	長寿社会課

障がい者自立支援事業費（都道府県地域生活支援事業費）（再掲）	県	障がい者の地域生活を促進するため、相談支援従事者研修、補助犬育成、ガイドヘルパー養成など各種事業を実施する。	（再掲 24,237）	障がい保健福祉課
障がい者就業・生活支援センター事業費（再掲）	県	一般企業への就業をめざす障がい者及び就職後の職場定着のための支援を要する障がい者に対し、就業面・生活面の支援を一体的に実施する。	（再掲 42,031）	障がい保健福祉課
障がい者就労・社会参加支援事業費（再掲）	県	工賃向上計画の策定や工賃引上げ支援セミナーの開催、障害者就労支援センターの設置など、障がい者の就労支援に向けた事業を実施する。	（再掲 14,476）	障がい保健福祉課
精神障がい者地域移行支援特別対策事業費（再掲）	県	精神障がい者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進するため、関係機関が連携し支援できる体制の充実強化を図る事業等を実施する。	（再掲 2,738）	障がい保健福祉課
障害者支援施設等整備費補助（再掲）	県	障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対し経費を補助する。	（再掲 363,400）	障がい保健福祉課
家庭児童相談室設置費（母子自立支援員兼子育て支援員活動費）（再掲）	県	各広域振興局に母子・父子自立支援員兼子育て支援員を設置し、ひとり親家庭の生活相談に対応する。	（再掲 60,699）	子ども子育て支援室
母子福祉資金の貸付（再掲）	県	母子家庭に対する修学資金、修学支度資金等12種の資金の貸付を行う。	（再掲 463836）	子ども子育て支援室
寡婦福祉資金の貸付（再掲）	県	寡婦に対する修学資金、住宅資金等12種の資金の貸付を行う。	（再掲 17,775）	子ども子育て支援室
児童扶養手当支給事業（再掲）	県	父と生計を同一にしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき手当を支給する。	（再掲 814,610）	子ども子育て支援室
ひとり親家庭等セルフサポート事業（再掲）	県	ひとり親家庭等の就業活動を支援し、ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、ひとり親家庭の親等を対象に就業相談や就業に関する資格取得に係る支援を行う。	（再掲 8,200）	子ども子育て支援室
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	県	家庭生活支援員の派遣等により、生活援助、子育て支援を行う。	（再掲 274）	子ども子育て支援室
母子福祉対策費（再掲）	県	就業支援講習会の開催や、無料法律相談を実施する。	（再掲 8,788）	子ども子育て支援室
就職支援能力開発費（母子家庭の母等の職業的自立促進事業費）（再掲）	県	母子家庭の母等を対象に3箇月間の職業訓練を実施することにより、職業能力の充実・強化を図り、職業的自立促進に資する。	（再掲 395,643）	定住推進・雇用労働室
小 計			R3年度予算額 2,706	再掲は含まない。

第 3 部

参 考 资 料

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にか
かわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。
このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21
世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会
のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明
らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策の基本となる事項を定めることによ
り、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進す
ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す
ることをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの
とするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ
ればならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」とい

う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、

男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他

の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織す

る。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)

第 2 節 一般事業主行動計画等 (第 8 条—第 18 条)

第 3 節 特定事業主行動計画 (第 19 条)

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 20 条・第 21 条)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 22 条—第 29 条)

第 5 章 雑則 (第 30 条—第 33 条)

第 6 章 罰則 (第 34 条—第 39 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活におけ

る活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的

な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」とい

う。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基

づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主

(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第百41号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合に

ついて、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる

情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項にお

いて「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る

罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第百82号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平成 14 年 10 月 9 日公布)

岩手県条例第 61 号

岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第 9 条—第 22 条)

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会 (第 23 条—第 31 条)

第 4 章 雑則 (第 32 条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理

念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及

び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法

律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第

7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

(平成 15 年 3 月 31 日公布 岩手県規則第 28 号)

岩手県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(岩手県男女共同参画調整委員)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の委員として岩手県男女共同参画調整委員（以下「調整委員」という。）を置く。

2 調整委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、1 人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、1 人以上は女性としなければならない。

3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 調整委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員は、再任されることができる。

6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反その他調整委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職務の執行等)

第 3 条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。

(2) 条例第 16 条第 4 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他調整委員が合議により処理することとした事項に関すること。

4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方式)

第 4 条 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく申出（以下この条、次条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条において「苦情又は相談の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

(1) 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号

(2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく相談の申出の場合にあつては、当該申出に係る人権の侵害があつた日

(5) 苦情又は相談の申出の年月日

2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があつたときは、調整委員は、その内容を録取り、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 14 条第 1 項の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査することが適当でないとする事項

2 調整委員は、条例第 16 条第 1 項の人権が侵害された事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があつた日から 1 年を経過した日以後にされたときは、

当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前2項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 調整委員は、条例第16条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関(以下「県の機関」という。)又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第16条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 調整委員は、条例第16条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第16条第3項の助言、指導又は勧告は、書面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 調整委員は、条例第16条第4項の助言を関係者に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第16条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 調整委員は、条例第16条第3項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を示す身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式(第12条関係)

(省略)

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	岩手県の動き
1945 (昭20)	●国際連合誕生(10月)	●婦人参政権確立	
1946 (昭21)	●婦人の地位向上委員会設置	●婦人参政初の総選挙	
1972 (昭47)	●第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言(12月)		
1975 (50)	●「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ●「世界行動計画」を採択(7月)	●総理府に「婦人企画推進本部」を設置(9月) ●「総理府婦人問題担当室」設置(9月)	
1976 (51)	●「国際婦人の十年」(1976～1985)	●育児休業法の施行(4月) ●民法等一部改正施行(6月)(離婚復氏制度)	
1977 (52)		●「国内行動計画」策定(1月) ●「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) ●「国立婦人教育会館」開館(10月)	●企画調整部青少年対策課において、婦人問題に関する総括事務を所管(3月) ●婦人問題関係課長会議開催(4月) ●婦人団体県連会長会開催(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人対策懇談会設置(12月)
1978 (53)			●「岩手の婦人対策の方向」を策定(8月) ●「岩手婦人の集い」開催(8月)(以後、毎年度開催) ●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(9月) ●「岩手県婦人問題研究会」開催 ●広報紙「婦人情報」創刊(10月)
1979 (54)	●第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択(12月)		●企画調整部青少年婦人課設置(4月) ●「婦人週間ブロック会議」開催(県内4会場)(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人の女性を派遣(7月) ●「北海道、東北、関東地区婦人問題推進地域会議」を開催(11月)
1980 (55)	●「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催(7月) ●「国際婦人の十年後期行動プログラム」を採択	●「女子差別撤廃条約」署名(7月)	●婦人海外研修「中華人民共和国」に5人の女性を派遣(8月)(56年度は6人の女性を派遣)
1981 (56)	●「女子差別撤廃条約」発効(9月)	●「国内行動計画後期重点目標」を発表(5月) ●民法・家事審判法一部改正施行(1月)(配偶者相続分の引上げ等)	●「岩手の婦人」発刊(4月) ●「岩手の婦人対策の方向後期重点目標」を設定
1982 (57)			●岩手婦人の船洋上研修の開始(1月)(以後、毎年度実施) ●岩手県単独による婦人海外研修の開始(9月)(以後、毎年度10人の女性をヨーロッパ等へ派遣)
1984 (59)			●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(11月)
1985 (60)	●「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催(7月) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(7月)	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(1月)(父母両系主義) ●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)成立(5月)(昭和60.6.1公布、昭和61.4.1施行) ●「女子差別撤廃条約」批准(6月)7月発効	
1986 (61)		●総理府「婦人問題企画推進有識者会議」設置(4月) ●国民年金法の一部改正施行(4月)(婦人年金権の確立)	
1987 (62)		●「農山漁村婦人の日」の設定(3月) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定(5月)	
1988 (63)			●「新岩手の婦人対策の方向」を策定(3月)
1989 (平成元)			●「岩手県婦人行政推進連絡会議」設置(5月) ●「いわて女と男のさわやかフォーラム」(岩手婦人の集いを改称)を開催(9月)(以後、毎年度開催)
1990 (2)	●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		●「婦人週間いわて地域フォーラム」(婦人週間ブロック会議を改称)を開催(5月)(以後、毎年度開催) ●「岩手の女性の意識に関する調査」を実施(11月)
1991 (3)		●「育児休業等に関する法律」成立(5月)(平成3.5.15公布、平成4.4.1施行) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」を決定(5月)	
1992 (4)			●「いわて女性さわやかプラン」を策定(3月)
1993 (5)		●第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	●青少年婦人課を青少年女性課に改称 ●「さわやか地域フォーラム」開催
1994 (6)	●「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議(於:ジャカルタ)(ESCAP地域準備会合)	●男女共同参画推進本部設置 ●男女共同参画審議会発足 ●男女共同参画室発足	
1995 (7)	●第4回世界女性会議開催 行動綱領、北京宣言採択	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (8)		●男女共同参画審議会による男女共同参画ビジョンの答申(7月) ●男女共同参画2000年プランの策定(12月)	●「いわて女性さわやかプラン」後期具体的施策の策定(3月)
1997 (9)		●男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の改正(6月)	●情報紙「join」創刊
1998 (10)		●男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理(中間報告)の公表	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施(6月)

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	岩手県の動き
1999 (11)		●男女共同参画社会基本法制定(6月)	
2000 (12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)
2001 (13)		●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●第1回男女共同参画週間 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)制定(4月)	
2002 (14)			●「岩手県男女共同参画推進条例」(10月)
2003 (15)		●女性のチャレンジ支援策の提言(4月) ●次世代育成支援対策推進法制定(7月)	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度」(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2004 (16)		●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(12月施行)	
2005 (17)	●第49回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)	●育児・介護休業法の改正(4月施行) ●「第2次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(7月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(9月)
2006 (18)	●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	●男女雇用機会均等法改正	●「男女共同参画センター」開設(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2007 (19)	●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(2008.1施行)	
2008 (20)			●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正(5月)
2009 (21)	●第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)	●育児・介護休業法の改正(7月施行)	●岩手県男女共同参画審議会に新しい「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について諮問 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2010 (22)		●「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	
2011 (23)	●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足 「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合 ●第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(カンボジア)		●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)
2012 (24)		●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2013 (25)	●第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合(中国)	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表(5月) ●若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言(5月) ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる(6月) ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(2014.1施行)	
2014 (26)	●第6回東アジア家族に関する大臣フォーラム(韓国) 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と「東アジア家族に関する大臣フォーラム」との統合が合意	●「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる(6月) ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置(10月)	●若者女性協働推進室を設置(4月)
2015 (27)	●「北京+20」 「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年を契機とし、国連において「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会(CSW)において、これまでの取組状況に関するレビューを行う(3月)ほか、広報・啓発等の活動を実施。 ●「第3回国連防災世界会議を仙台で開催(3月)。「女性と若者のリーダーシップ促進」等を盛り込んだ「仙台行動枠組2015-2030」を採択 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う)	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(9月施行) ●「第4次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「第3回国連防災世界会議」において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信(3月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2016 (28)	●第1回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム(タイ王国)	●「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ●育児・介護休業法の改正(H29.1月施行)	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)
2017 (29)		●育児・介護休業法の改正(10月施行)	
2018 (30)	●「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を東京で開催(11月)	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(5月施行) ●「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の制定	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2019 (R元)	●W20日本開催(第5回WAW!)と同時開催 ●G20首脳宣言	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正(R2.6.1施行)	
2020 (R2)	●国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	●「第5次男女共同参画基本計画」策定(12月)	
2021 (R3)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」(6月施行)	●「性別による固定的な役割分担意識をなくそう いわて宣言」を実施(2月) ●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施

令和3年度 岩手県男女共同参画年次報告書

令和4年12月発行

発行 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL 019-629-5348 FAX 019-629-5354

E-mail AC0006@pref.iwate.jp